

決算審査特別委員会

平成28年9月9日

午前9時 開会

於 斑鳩町第一会議室

議長

中西和夫

委員長

坂口 徹

副委員長

奥村容子

出席委員

小林 誠

小村 尚己

伴 吉晴

平川理恵

濱 眞理子

理事者出席

町 長

小城利重

副町長

池田善紀

教育長

清水建也

総務部長

植村俊彦

総務課長

加藤恵三

同 参 事

谷口智子

同課長補佐

仲村佳真

同課長補佐

大野彰彦

まちづくり政策課長

安藤容子

同課長補佐

福田善行

同課長補佐

曾谷博一

財政課長

福居哲也

同 係 長

関本佑治

同 係 長

柳井孝一朗

税務課長

本庄徳光

同課長補佐

木村隆幸

健康福祉部長

面卷昭男

福祉子ども課長

中原 潤

同課長補佐

上 埜 幸 弘

長寿福祉課長

西 梶 浩 司

同課長補佐

羽根田久枝

同 係 長

明 石 将 樹

健康対策課長

北 典 子

同課長補佐

東 浦 寿 也

生活環境部長

乾 善 亮

環境対策課長

栗 本 公 生

住 民 課 長

浦 野 歩 実

都市建設部長

谷 口 裕 司

建設農林課長

上 田 俊 雄

都市整備課長

松 岡 洋 右

下水道課長

寺 田 良 信

下水道課長

井 上 貴 至

会計管理者

藤 川 岳 志

教委総務課長

安 藤 晴 康

生涯学習課長

真 弓 啓

代表監査委員

佐 伯 知 輝

監 査 委 員

中 川 靖 広

監査委員書記

山 崎 篤

議会事務局職員

議会事務局長

黒 崎 益 範

係 長

大 塚 美 季

(午前9時00分 開会)

○中西議長 おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員皆様には早朝からご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてほか6件の決算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩をいたします。

(午前9時00分 休憩)

(午前9時00分 再開)

○中西議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に坂口委員、副委員長に奥村委員が互選されました。お2人には、よろしく願いをいたします。

それでは、坂口委員に委員長席にお着きいただきます。

暫時休憩をいたします。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時01分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、決算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営に当たらせていただきますので、委員皆様のご協力、よろしく願いをいたします。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 皆さん、おはようございます。

きょうから、この本会議から付託をされました決算審査の関係等につきまして、今、委員長に坂口委員長、あるいは副委員長に奥村副委員長を選任いただきまして、また、これから3日間、精力的にこの決算をするわけですが、冒頭に、本会議で提出議案の中で説明しましたように、この6月22日が水道決算、あるいは7月28日から8月3日まで、この佐伯、中川両監査委員に精力的に監査をいただきまして、本当に、まことにありがとうございます。

決算の関係等につきましては、27年度の決算には、一般会計では90億3,824

万6,000円、歳出では85億5,549万3,000円、形式収支では4億8,275万3,000円の黒字となっておりますけども、特に特別会計の関係につきましては、歳入が75億6,435万8,000円、歳出が79億713万5,000円ということで、3億4,277万8,000円の赤字ということでございます。これはもう皆様方ご存じのように、国民健康保険が繰り上げ充用しています関係から、まだ4億近く赤字があるわけでございますけども、そういう関係で、議会の皆さんの関係で料金の改定もしていただいたわけですが、なかなかそう簡単に赤字が減るということもないわけでございますので、そういうことで、これからも鋭意努力をしながらやってまいりたいと思います。

最終的には、合計166億260万4,000円、歳出では164億6,262万9,000円ということで、歳出差し引き額では1億3,997万4,000円の黒字となったわけでございます。こういう関係から、ひとつこれから精力的に、また委員の皆様方からいろいろなご意見いただいて、29年度の関係等についてですね、参考に、決算の関係等について、議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、あと6件等ございます。その関係等についての決算が、いずれも皆さん方の決算をいただきまして認定いただきますことを心からお願いいたしまして、挨拶にかえたいと思います。ありがとうございました。

○坂口委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

署名委員に、小林委員、小村委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議から付託を受けました、議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第2号 平成27年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、以上7議案を一括議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元にお配りしております資料の、平成28年9月定例会決算審査特別委員会進行予定表をごらんいただきたいと思います。

最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受けた後、質疑を行い、次に、一般会計及び各特別会計の決算概要について、会計管理者から説明を受け、質疑を行い、次に、健全化判断比率報告について、総務部長から説明を受け、質疑を行うことといたします。次に、一般会計歳入全般について、総務部長から説明を受け、質疑を行うことといたします。

次に、一般会計歳出、各特別会計、水道事業会計について、各部ごとに審査を行うこととし、一般会計の各款ごと、また、各特別会計、水道事業会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けた後、それぞれ質疑を行います。

全ての質疑の終了後、各会計予算について表決を行いたいと思います。

以上申しあげましたとおり審査を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいりますので、委員並びに理事者の皆様には、議事進行につきましてご協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、理事者の皆さんの説明につきましては、大変長時間にわたるものもございますので、説明は着席のまましていただいて結構です。

それでは最初に、佐伯代表監査委員から、決算審査意見書に基づき報告をお願いいたします。

佐伯代表監査委員。

○佐伯代表監査委員 着席して、報告させていただきます。

意見書、3つありますが、まず、決算審査意見書を述べさせていただきます、その次に水道事業会計の決算審査意見書を述べさせていただきます、最後に財政健全化判断比率等の意見書を述べさせていただきます。

まず、決算審査意見書、こちらのほうですが、めくっていただきますと目次が書いてありまして、1ページ目で審査の概要がありまして、2ページ目で審査の結果、こちらのほうですが、第2で審査の結果、審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され、誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況についても計数に誤りなく適正に運用されているものと認められた。審査の結果の詳細は以下のとおりである、ということで、以下、述べてあるんですが、まずです

ね、決算の総括で決算規模、こちらのほうですが、その決算規模の最後のほうで純計決算の歳入額とありますが、各特別会計の繰出金、これを控除した結果の純計決算の歳入額、こちらのほうですが、前年度と比較して、歳入額は4億3,592万4,000円の増加、歳出額は3億8,101万9,000円の増加と、歳入歳出ともに増加しています。

その次に、決算収支のほうですが、3ページいきまして、3ページの1行目の真ん中あたりから、黒字に転換した理由は、一般会計の歳入において地方消費税交付金が前年度より1億7,707万1,000円の増加、地方交付税も前年度より1億567万7,000円の増加、この要因が大きいと思われます。

その次に、予算の執行状況ですが、ずっと数字のことが書いてあってわかりにくいんですが、一番下のほう見ていただきたいんですが、下から5行目あたりですね、真ん中あたりから、当年度に国民健康保険税、この改定をしたところ、単年度収支は1,852万7,000円の黒字となりましたが、依然として多額の累積赤字が残っていると。平成30年度には国民健康保険の保険者が市町村から奈良県に移行されるようなんですが、この多額の累積赤字は斑鳩町が抱えなければならないと、そういう問題があります。

その次、4ページのほうにいきまして、その国民健康保険税を書いている下のほうのですね、ページで言うと真ん中のちょっと上あたりですね、なお、国民健康保険事業においてはジェネリック薬品の普及に努めているが、普及を促進するには医師会との協調も必要であると。ジェネリック薬品にしますとかなり負担が軽減するということを知っていますので、ぜひとも普及に努めていただきたいんですが、医師会との協調も、これ、必要であるとも聞いております。

その下、4ページの下のほうですが、(4)番で財政の構造、①番、歳入の構成ですが、その7行目あたりで、町税は前年度より500万2,000円の減少しております。使用料及び手数料では、町営住宅入居者、これの低所得者等の家賃の減免措置、これを講じたことなどにより、前年度より706万3,000円の減少しております。

その次、5ページのほうにまいりまして、歳出の構成ですが、5行目の終わりのほうからですね、扶助費では臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金などが減少しているものの、私立保育所等保育実施事業費や障害者総合支援法に基づく給付費などの増加により、前年度に比べ1億585万2,000円の増加となっております。公債費ではですね、県の市町村財政健全化支援事業に伴う高金利町債の繰上償還の完了や中宮寺跡史跡用地購入事業債の償還の一部完了、それによりですね、前年度に比べ1億2,48

9万3,000円の減少となっております。

その次、6ページのほうにいきまして、6ページの真ん中、上あたりですね、前年度と比較して6,962万2,000円の増加、その次ですね、繰出金では、公共下水道事業特別会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金などの増加により、前年度と比べ1億2,829万5,000円増加しています。

その次、財政分析のほうにいけますが、7ページの下のほう、真ん中よりちょっと下のほうを見ていただきまして、下水道事業は平成43年度まで整備を進める予定であることから、今後も将来負担比率が上昇するものと推測される。下水道事業は下水道債や一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないので、一般会計の財政見通しとの整合性を図りつつ、認可区域の拡大においては効率性を重視し、工事手法についても経済性に配慮して進めなければならないと思います。

その次、そのまま下、(5)番の町債の状況ですが、その7ページの下から2番目の行ですが、一般会計においては、後年度の財政負担の軽減を図るため、当初予算で計上した町債のうち地方交付税措置のない一部の町債について、前年度の決算剰余金等をもって財源が確保できたことから所要金の借入れを行わなかった、いいことだと思います。また、県の市町村公営企業財政健全化支援事業に伴う公共下水道事業特別会計の高金利町債の繰上償還等の財源として無利子の県貸付金を活用している。

その次、一般会計のほうにいきまして、9ページですが、上から6行目の最後のほうですが、当年度は、今までの徴収努力もあり、滞納者全員に催告書を送付したことが収納率上昇に効果的であったようである。収納率が若干上昇しているんです。内容を聞きますと、滞納者全員に催促書を送付したと、これが影響しているんじゃないですかというふうに思われるんですが、今までの徴収努力もあったことも考えられます。

その下のほうですね、税目別の収入済額を前年度と比較するとありますが、その中でですね、下の下のところで、一方、固定資産税は1,334万3,000円減少の1億2,120万6,000円、都市計画税は67万4,000円減少の1億2,433万5,000円と減少となっているのは、3年ごとの評価替え、これに当たっております。在来家屋の減価によるものと思われま。

その次、(2)番で歳出ですが、歳出、その下の8行目の真ん中あたりから、衛生費が衛生処理場焼却棟解体撤去事業費などの増加により、前年度と比べて1億3,672万4,000円増加しております。

10ページのほうにいきまして、上から3行目の終わりあたりですね、土木費が、法

隆寺線整備事業費、いかるがパークウェイ整備促進のための代替用地取得費などの減少により、前年度に比べて1億2,754万8,000円の減少となっております。

その次ですね、特別会計のほうにいきまして、まず(1)番の国民健康保険事業特別会計ですが、その下の6行目の終わりあたりからですね、実質的な収支額は3億7,786万1,000円の赤字となっております。当然今までの赤字がそのまま影響しております。

その次ですね、11ページのほうにいきまして、(2)番で公共下水道事業特別会計、こちらのほうですが、2行目のところで、収支差し引きは0円となっております。

その次、3番、介護保険事業特別会計、こちらのほうにいきますと、5行目の終わりのほうですね、実質的な収支額は7,503万9,000円の黒字となっております。

その次ですね、12ページいきまして、(4)番、後期高齢者医療特別会計、これの2行目ですけども、収支差し引き30万1,000円の黒字と。

国民健康保険特別会計は、ご存じのとおり、今までの赤字がありますので、3億7,786万が赤字となっております。公共下水道会計は、収支差し引きは0円、介護保険事業は7,503万黒字と。後期高齢者医療特別会計、こちらのほうも収支差し引き30万1,000円となっておりますけども、後で申しあげますけども、一般会計からの繰り出し金が多くなっているんです。ということで、収支差し引きが黒字となっておりますが、単純にそういう話ではないですということを後で申しあげます。

その次にですね、13ページいきまして、12ページの公有財産のところですが、13ページにまいりまして、真ん中あたりにですね、平成28年度は、追手西団地跡地276平米と興留5丁目地内代替用地406平米、これを追加して入札に付す予定であります。その他の保有地については、地域住民の広場として活用しているところもあり、未利用地については処分に向けて検討を進めるとされています。

その次、14ページいきまして、5番のむすびですが、以上が、平成27年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況とその補足資料であり、事務は適正に行われているものと認められるが、若干意見を付しておきたいということで、今、重要なところだけちょっと申しあげさせてもらったんですけども、まず1つ目ですね、平成27年度一般会計の歳入について、平成27年度一般会計歳入のうち最も増加したものは、先ほど申しあげました地方消費税交付金の1億7,707万1,000円であり、その地方消費税交付金のうち消費税率引き上げに伴う社会保障財源交付金分1億8,267万8,000円がある。これは、ご存じのとおり消費税の税率が5から8に引き上げられたことに

伴う措置によるもので、収入が上がるだけじゃなくて、歳出の社会保障費も三位一体改革ということで、社会保障・税一体改革により増額となるものです。だから、単純にその収入がふえたわけではないんです。すなわちこれ、歳入歳出ともに増額となって決算規模が増大すれば、当然、財政運営のかじ取りが、これ、重要になってくるんです。金額が多くなれば多くなるほど、どのようにバランスをとっていくのか。消費税率を10%に引き上げる時期、これ、2年半延期されましたが、10%になるっていうことは間違いないかとは思いますが、今後、消費税率の10%が実施されると、その分さらに決算規模が増大することであろうことが予想されると。だから、決算規模が増大すると、やはりかじ取りが重要になってきます。

その次ですね、②番で社会福祉費にかかる扶助費の増加について、平成23年度から平成27年度までの社会福祉費に係る扶助費の決算状況は次表のとおりであるということで、その下に、表を23年度から27年度、各年度、社会福祉費を引っ張り出して集計させていただきましたが、かなり、これ、増加しております。扶助費は毎年著しく増加していると。これからは人口減少を伴う少子高齢化社会を迎えることになり、今後も社会福祉費、扶助費の増加は続くものと、当然、これ、思われます。

その次ですね、先ほど申しあげました③番で一般会計から各特別会計への繰出金の増加について、平成24年度から27年度までの一般会計から各特別会計への繰出金、次の表のとおりになっております。各年度拾い出して記載させていただいていますが、こちらのほうもかなり増加しております。

各特別会計自体は、収支は先ほど申しあげましたとおり、国民健康保険会計は赤字、これが残っているので当然赤字なんですけど、あとの公共下水道、介護保険、後期高齢者は差し引きゼロか、それか若干黒字だということなんですけど、一般会計から繰出金、これ、増加しているから黒字になっているのであって、その増加、こちらのほうを注意させていただきたいと思います。その各特別会計の繰出金合計を見ると、平成25年度では4,934万4,000円の増加、26年度では7,660万5,000円の増加、平成27年度では1億2,811万2,000円の増加となっております。ただ、これらの特別会計の事業は斑鳩町として行わなければならない事業であり、今後も繰出金は増加していくものと見込まれる。特に、公共下水道事業については、財政推計表によると、新設改良事業は平成43年度まで整備を進めるとされており、平成26年度決算審査意見書で、私、述べていますが、今後も公債費は増加傾向を示していることから、繰出金は確実にふえていくものと思われます。

④番で、これからの斑鳩町の財政運営についてですが、すみません、先に一番最後見ていただきまして、下から5行目ですが、前記①から③の財政面での懸念材料を鑑みると、今後ますます歳出が増加することが考えられるので、一般会計及び各特別会計の今後10年間程度の中期財政見通しについては、歳入歳出ともに実態に即した厳密な見込額により計算していただいて、過剰負担とならないよう健全な財政運営に努めなければならないと思料する。今、申しあげました、かなり増大することもあり、見通しについては10年間、厳密な数字で計算していただきたいと。その過剰負担とならないような健全な財政運営に努めていただきたいと思うんです。

すみません、飛ばしました4番のこれからの斑鳩町の財政運営についてですが、平成27年度の歳入についてであるが、町債のうち地方交付税措置のない町債について、前年度の決算剰余金をもって財源が確保できたことから借り入れを行わなかったことは将来負担を少しでも抑えようとしていることになる、いいことだと思います。町税の滞納者全員に催告書を送付したところ収納率が上昇したものであるが、その背景には過年度から財産差し押さえをしてきた徴収努力があったからであると、これもいいことだと思います。歳出においても、公共下水道の高金利町債、これを県の市町村公営企業財政健全化支援事業に伴う繰上償還により借りかえを行うなど、財政健全化、これを意識しての努力がうかがえます。大変努力しているように思われます。

しかしながらですね、町より提出された一般会計の財政見通し、平成28年2月作成、こちらなんです、これを見るとですね、平成33年度で財政調整基金を全て取り崩さざるを得ない見通しとなっています。その背景にはですね、恐らく、平成37年度まで約25億5千万かけてJR法隆寺駅前周辺整備を行うこととされており、またもう1つ、平成34年度までに地域交流館建設を約6億円かけて行うという大型プロジェクトが存在していることにある。ほかにも大型のが何個かありますが、この2つが一番大きいのでこれを申しあげていますが、今現在でも財政事情が厳しいため、早急にこれらの大型プロジェクトの是非を含めた見直しを行う必要があると思われます。一般企業ではですね、利益じゃなくてマイナスが続いていますと、そのマイナスが続いた上で、今まで貯めてきた預金がなくなりましたと、そういう計画を出す、中期計画を出す企業はまずいないです。いらっしゃれば株主が黙っていないでしょうし、銀行もその計画でお金を貸すとは思えないです。だから、これをそのまま計画として、見通しでは出せてはりますから、それはそれでいいんでしょうけども、その見通しで済ますんじゃなくて、じゃあ黒字に転換するにはどうすればいいかということをもっと考えなければいけないと思

ます。だから、いろいろ住民のこととかあるでしょうけども、やはりマイナスのまま続いて今まで貯めてきた預金がなくなるということでその計画をそのとおりにするっていうのは、やはり間違えているかと思われまます。だから、大型プロジェクトの是非を含めた、これだけじゃなくてほかに見直しを行うものがあれば見直しをしていただいて、その上でですね、歳入における自主財源の拡大策、これを検討するとともに遊休地の処分を進め、老朽化施設の統廃合、施設管理の外部委託、その他いろいろな方法により歳出の削減策を講じなければならないということでございます。

以上で、決算審査意見書、こちらのほうを終了したいと思ひます。

では、その次、引き続きまして水道事業会計の決算審査意見書、こちらのほうにまいりたいと思ひます。

意見書、ページめくっていただきまして、1ページ目で意見書とありまして、意見書を提出すると。第1で審査の概要、こちらのほうですが、審査の対象、審査の期間、審査の手続きありまして、その次、2ページ目にまいりまして、第2で審査の結果です。1番で審査の結果、審査に付された平成27年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められる。

2番で事業の概要ですが、(1)番、収支の状況、第1表で損益計算書、こちらのほうは26年度と27年度を比較されており、営業収益が比較でマイナスの717万4,000円となっておりますが、このうち給水収益の減少、後で申しあげますけども、マイナスの343万3,000円と、その他、給水負担金とか、手数料ですね、そちらのほうはマイナスの458万6,000円となっております。

その下ですね、当年度純利益、こちらのほうからですが、当年度純利益は前年度より74万7,000円減少の3,438万円とまずまずの決算状況であるが、その内訳を見ると、水道事業の本業である営業利益が1,698万6,000円のマイナスとなり、前年度と比較して814万9,000円の損失が拡大したことに注意を要すると。

その次ですね、3ページから4ページに収益的収入の収入、支出、それから資本的収入の収入と支出が記載されておりまして、(2)番で設備の新設改良状況、こちらのほうにも、浄水場の設備改良費、これがありましたとかありまして、その次の5ページの(3)番で業務の執行状況なんですけど、それのですね、8行目の真ん中あたりからですね、有収率は94.6%で、前年度94.2%と比べ0.4ポイント改善しているのは、効率よく漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見、早期補修に努めた成果であろうと思

われます。いいことだと思います。

その下、(4)番で経営成績なんですが、3行目の営業収益は6億2,971万6,000円で、前年度と比べ717万5,000円、1.1%の減少となっているが、そのうち給水収益は6億772万3,000円で、前年度より343万4,000円減少していると。前年度は3.9%の減少であったことから、減少幅は前年度より小さくなっているんです。小さくなっていますけども、後で申しあげますけども、やっぱり減少していることは、その先もそうですが、減少しています。この先も見込めると思います。

その次、6ページにいきまして、6ページの真ん中、ちょっと下あたりです。次に、営業費用についてですが、原水及び浄水費は3億3,868万9,000円で、前年度と比較して545万8,000円の減少となっています。減少の主な原因としては、動力費が206万円、手数料が156万5,000円、受水費が142万円とそれぞれ減少しています。

その次、その下の配水及び給水費は5,503万1,000円で、前年度と比較すると92万円の増加となっている。委託料は前年度より440万4,000円の増であるが、アセットマネジメント策定業務委託による増であり、平成27年、28年度の2か年で策定を計画されています。このことについても、後で述べます。修繕費も前年度より106万6,000円増加しています。一方、人事異動により人件費が353万9,000円減少となっていますが、総係費、そちらのほうで、その下、4行目あたりですね、人事異動で人件費が462万3,000円増となったためであると。その上の行ですが、賃借料で前年度より279万4,000円の減少となっていますが、これはシステムリース、これが終了したことによって平成27年度は減少となっています。

その次ですね、ずっと、財政状況とか、比較貸借対照表とか載せて、記載されてありますが、8ページのほうにいきまして、キャッシュフローの状況、こちらのほうでも、別に問題はないと思います。

9ページいきまして、むすびですが、平成27年度水道事業会計の決算は、当年度純利益が3,438万円となり、水道事業は今後も短期間において問題はないと思われるが、10年後、20年後の将来を見据えて、次のことをコメントすると。20年後っていうのはちょっと長いかわかりませんが、10年後ぐらい、こちらのほうを意識していただいたほうがいいかと思います。

(1)番、年間有収水量の減少ですが、前年度も決算審査意見書で年間有収水量の減少について述べていますが、節水意識の高まり、節水機器の普及、高齢化と少子化によ

り人口減少社会の進展により、毎年、年間有収水量は減少しています。これはやむを得ないと思います。平成23年度年間の有収水量、平成27年度の年間有収水量見まして、差し引き、4年間の減少水量が165,830立方メートル。その下、決算書20ページに示すように平成27年度の供給単価は1立方当たり214円なんです。県営水道、こちらのほうの単価は130円なので、その4年間の減少水量、これを仮定して利益の減少額を計算しますと次のようになりまして、1,393万円、これ、4年分なので単純に4年で平均しますと、年間348万円。ほぼ、まさにこれぐらいやと思います。年間と言うと348万円、利益が減少するんですけども、利益っていつでも粗利益の話なんですけど、有収水量の減少に伴う毎年の利益が、これ、約350万ずつ減少していることになるんです。人口減少社会はまだ始まったばかりであり、中長期的に見ればこれからの人口の減少幅が増加してくることも想定されるから、これ、最低限だと思っていたほうがいいかと思うんですが、これを10年続けると3,500万なんです。3,500万利益がなくなるっていうことは、これ、大変な話なんです。ですから、今は水道事業、こちらのほうを見ているとそう大した問題ではないかと私も思うんですけども、10年後ってということを見るのであれば、ちょっと何らかの、いろいろな手当て、水道料金をどうするかとか、そういうことは考えていかれたほうがいいんじゃないかとは思っています。

(2)番、その次、企業債の償還についてですけども、平成20年度から平成27年度までの企業債償還金の推移を見ると、平成22年度に高利子対策として企業債の借り換えを行ったことから2億7,235万円と巨額となっていますけども、後年度にかかる支払利息が軽減されるので必要な措置であったかと思われます。平成25年度までの企業債償還金は1億を超えている状況であったが、平成26年度は9,417万円、平成27年度は7,353万円と減少しております。平成28年度では5,736万円と最も少なくなる見込みであると。このまま減っていけばいいんですけども、しかしながらですね、平成29年度から企業債償還金は徐々に増加していきます。最大、平成36年度には9,167万円となる見込みであります。そのことも考えて、10年間というのを見ていただいたほうがいいかなと思います。

その次、(3)番で老朽管等の更新、耐震化工事等の費用ですが、先ほども申しあげました平成27年度、28年度でアセットマネジメント、資産管理という意味なんですけど、これを構築しているところであり、平成27年度では現在の浄水施設や管路網の実態を把握した、そういう状況であります。平成28年度、こちらのほうでですね、技術

的な知見に基づき健全度を適切に診断・評価することで、中長期的な視点に立って良質な水を安全・安心に提供するための水道施設を効率的かつ効果的に管理運営できるよう更新計画を策定しているところであると。ですから、早いことその28年度の策定結果、こちらのほうを吟味していただきたいんですが、当町の水道施設の耐震化率、これはおおむね60%であると。新聞で全国平均を見る限りは斑鳩町の耐震化率、こちらのほうはいいほうかなと思います。今後耐震化工事や管路網のループ化に多額の費用を伴うので、工事の優先順位を定めて最小限の費用で最大限の効果を上げなければならない。ということで、以上のことから、中長期、先ほど申しあげましたが、20年、30年というのはちょっと予想しにくいと思いますが、最短10年間、そちらのほうについては更新計画をしっかりといただきたいということで、更新計画を定めているところであるが、まずは更新にかかる財源の確保を講じる必要があります、将来にわたり施設と財政両面で健全性が維持されるよう、持続可能な水道事業経営を望むものであります。

以上で、水道事業会計決算審査意見書、こちらのほうを終了したいと思います。

その次、最後にですね、財政健全化判断比率等審査意見書、こちらのほうですが、ページをめくっていただきまして、審査の概要、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2番で審査の結果ですが、総合意見、審査に付された下記それぞれの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、問題はないんですが、先ほども申しあげましたが、今までも申しあげています、④番の将来負担比率ですが、平成27年度の将来負担比率は40.3%と早期健全化基準を大きく下回っておりますから問題はないんですけども、しかし、将来負担比率が年々高まってきているなか、公共下水道工事を今後も進めなければならないことから、長期にわたって財政負担が厳しくならないよう財政運営を考慮すべきであると思います。

(3)番で是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はありません。

その次のページいきまして、水道事業会計経営健全化審査意見書ですが、審査の概要が書いてありますが、その次、審査の結果、総合意見で、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。マイナスがついているっていうことは、別に問題がないということなんです。

その次、(2)番の個別意見ですが、その3行目のところでですね、「経営健全化審査において、より実質的な資金不足額を把握するため平成27年度中の企業償還の予定額を「1年基準」に基づき」とありますが、これ、すみません、「27年度中」じゃなくて「28年度中」なんです。すみません、申しわけないです、訂正させていただきたいんですが、その「経営健全化審査において、より実質的な資金不足額を把握するため平成27年度中」とありますが、これ、「28年度中」です。企業償還債の予定額、1年基準に基づいて、1年以内のものは流動負債に算入してとありますが、決算から、27年度の決算から1年以内と、これのものを流動負債に算入するという事なので、28年度中の企業償還債、これの1年分を流動負債に算入するという事です。

(3)番で是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はありません。

その次ですね、公共下水道事業特別会計、こちらのほうですが、審査の概要がありまして、審査の結果、総合意見で、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率は、0円です。

(3)番で是正勧告を要する事項、これ、特に指摘すべき事項はありません。

以上で、健全化判断比率等審査意見書のほうを終了したいと思います。

以上で、私の審査意見書のほうを終了、以上でございます。

○坂口委員長 ありがとうございます。

ただいま報告を受けました審査結果について、質疑がございましたら、お受けいたします。

小林委員。

○小林委員 監査委員さんのほうから中・長期的な財政見通し、収入を実態に則した厳密な見込み額により計算しなければいけないというふうにご提言いただきまして、ちょっとそれを踏まえてちょっとご意見をお聞かせいただきたいのがですね、一般会計の財政見通し、斑鳩町の町税の財政見通し、平成27年度から平成37年度まで10年、町税の見通しがありますけれども、今年度で500万円減収、これを10年間っていうことで、大体4,000万円減収を見込んでおられますけれども、ちょっと心配性なのでお聞かせいただきたいんですけれども、監査委員さんは私たちよりもいろいろな資料を見られてより詳しく判断できると思うんですけれども、この見通しっていうのは、10年後の高齢化社会、高所得者の減少、それを補うべく若者の収入がふえるわけでもない中で、この町税の見込みというのは正しいのかな、正しいというか、どのような感想を持

たれたのかなという率直なご意見をお聞かせいただきたいと思います。もちろん、町の職員さんのほうも自主財源の確保をしていただいてこれだけの減収にとどめるということのご理解した上での質問をさせていただきます。

○坂口委員長 佐伯代表監査委員。

○佐伯代表監査委員 監査委員というのは、税収がふえるか、ふえないか、そういった見通しを、何が正しいか、こういう正しいことでやってくださいとかいうんじゃないかって、最も合理的であるっていうことを、職員さんが理解してはるんであれば、理解してはる合理的な基準で算定するのが望ましいと思われま。ですから、いいかげんな資料でやってはるかどうかっていうのは、だめだと思いますけども、合理的な基準でやってはるんであれば、それが正しい見通しと判断します、私は。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。本来でしたら担当課のほうに聞くべき質問なのかもしれないけれども、ちょっとあえて監査委員さんのほうに聞かせていただきました。ありがとうございます。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

あらかじめ、佐伯代表監査委員、中川監査委員から、決算審査結果の報告後、退席の申し出がございますので、これを許可したいと思います。

両監査委員には、各会計の決算審査に当たり詳細なご報告をいただきまして、委員長として心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前9時50分 休憩)

(午前9時51分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

続きまして、一般会計及び各特別会計の決算概要について、進行表では会計管理者から概要説明をお受けすることとなっておりますが、先ほどの監査結果報告及び後ほど理事者からの説明と重複いたしますので、会計管理者からの説明を省略したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

よって、一般会計及び各特別会計の決算概要についての説明は省略いたします。

それでは、一般会計及び各特別会計の決算概要について、資料2として決算の状況の提出を受けておりますので、この資料に基づき、質疑ございましたら、お受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、一般会計及び各特別会計の決算概要に対する質疑を終結いたします。

次に、健全化判断比率報告について、説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、平成27年度決算における健全化判断比率等の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、ご報告申しあげます。

失礼して、座らせていただきます。

それでは、資料7の平成27年度健全化判断比率等報告書をご用意いただきたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。初めに、1つ目の指標である実質赤字比率でございます。地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等におきまして、歳出に対する歳入不足額、いわゆる赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模の額で除した比率でございます。平成27年度の一般会計における実質収支額は4億5,224万5,000円の黒字となりましたことから、実質赤字比率はマイナス7.75%となり、前年度のマイナス6.92%と比較いたしますと、0.83ポイント改善いたしましたこととなります。なお、この比率の基準につきましては、市町村の財政規模に応じて11.25%から15%までの間とされており、本町の早期健全化基準は14.52%となっております。また、財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%とされているところでございます。

2つ目の指標である連結実質赤字比率でございます。地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体を一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除した比率でございます。平成27年度の連結収支が4億586万6,000円の黒字となったことから、マイナス6.95%となり、前年度のマイナス5.36%と比較いたしまして1.59ポイン

ト改善をいたしております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準が、実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業等における経営健全化等を踏まえ5%を加算し、市町村につきましては財政規模に応じ16.25%から20%までの間とされておりました、本町の早期健全化基準は19.52%となっております。また、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算し、市町村は30%となっているところでございます。

次に、3つ目の指標である実質公債費比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の支出のうち義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費をその団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除した比率の3か年の平均値でございます。平成27年度は6.9%となりまして、前年度と同じ数値でございます。この比率の基準についてであります、早期健全化基準につきましては、現行の地方債協議・許可制度におきまして一般単独事業の許可が制限される基準となっている25%となっております。また、財政再生基準は、同様に公共事業等について許可が制限される基準とされる35%となっているところでございます。

当町の実質公債費比率と全国の団体との比較でございますが、恐れ入りますが、7ページをごらんいただきたいと思っております。その7ページの表の下から1行目と2行目でございます。acの欄とadの欄でございますが、平成26年度でございますが、全国町村平均は8.9%、また、全国市区町村平均は8.0%でありまして、いずれも本町の場合、それを下回っているところでございます。

1ページにお戻りをいただきたいと思っております。4つ目の指標でございます将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額を把握し、その将来負担額から負債の償還に充てることのできる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除した比率でございます。平成27年度は、早期健全化基準350%に対しまして40.3%となっております。前年度の37.4%と比較いたしまして2.9ポイント悪化となっております。

また、当町の実質公債費比率と全国の団体との比較でございますが、恐れ入りますが、9ページをごらんいただきたいと思っております。9ページの表の下から1行目と2行目でございますが、平成26年度でございますが、全国町村平均が11.8%、これを上回ってはいるものの、全国市区町村平均45.8%は下回る結果となっているところでございます。

恐れ入りますが、2ページをごらんいただきたいと思います。2ページは、資金不足比率についてでございます。水道事業会計は2億9,640万円の剰余額が生じております。また、公共下水道事業会計は収支0円となっており、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりません。

最後に、12ページをごらんいただきたいと思います。本町の健全化判断比率等の推移をまとめたものでございます。平成22年度前後までは全ての項目において改善傾向にありましたが、その後、数値が悪化している比率もあるところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度決算における健全化判断比率等の状況についてのご報告といたします。よろしく願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、健全化判断比率に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第2号 平成27年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査を行います。

理事者の説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、まず初めに、議案書を朗読いたします。

認定第2号

平成27年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成28年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼して座らせていただきます。

資料としてご用意いただきたいのは、資料3の主要な施策の成果報告書と資料5の決算付属参考資料でございます。

それでは、一般会計の歳入決算の状況につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますけれども、資料3、主要な施策の成果報告書の49ページをお開きいただきたいと思います。第2表、平成27年度一般会計歳入決算の内訳でございます。

平成27年度の歳入決算額は、第2表の一番下の合計の欄でございますが、決算額は

90億3,824万6,000円で、前年度の決算額と比較いたしまして、4,300万3,000円、0.5%の増となったところでございます。

表の一番上の町税の決算額でございます。町税の決算額は、28億8,136万5,000円でございます。前年度と比較をいたしますと、町民税が935万1,000円、軽自動車税が109万1,000円と増収となったものの、固定資産税が1,334万2,000円、たばこ税が142万8,000円減収となりましたことから、対前年比でございます、これはD欄でございますが、500万2,000円、0.2%の微減となったところでございます。

また、目的税であります都市計画税の用途状況につきましては、恐れ入りますけれども、資料5の決算附属参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。都市計画税の用途状況でございますが、平成27年度の都市計画税収入額は、下の表の真ん中の欄でございます、1億2,433万5,000円でございます。下水道事業、そして、これまで都市計画事業として借り入れを行った町債の償還金に充当しているものでございます。これら都市計画事業に要する一般財源の総額は、上の表の都市計画事業の一番右の一般財源の合計の欄でございます、5億3,012万3,000円でございます。都市計画税収入の全額を充当いたしているところでございます。

恐れ入りますが、施策の成果報告書の49ページにお戻りをいただきたいと思います。町税とともに町財政の大きな柱であります、下から7行目でございます、地方交付税の決算額でございます。地方交付税の決算額は25億4,598万4,000円で、地方消費税交付金の増などにより基準財政収入額が増となったものの、人口減少等特別対策事業費の措置などに伴い基準財政需要額が増となりましたことから、対前年比1億567万7,000円、4.3%の増となったところでございます。

次に、その地方交付税から4行上でございます、中ほどでございますが、地方消費税交付金でございます。この地方消費税交付金の決算額は4億171万2,000円で、消費税率引き上げに伴います社会保障財源交付金分を含め、対前年度比1億7,707万1,000円、78.8%の増となったところでございます。

また、消費税率引き上げに伴います社会保障財源交付金分につきましては、もう1度恐れ入りますが、決算附属参考資料、資料5の5ページをごらんいただきたいと思います。下の小さいほうの表にございますように、平成27年度の社会保障財源交付金収入額は、真ん中の欄の1億8,267万8,000円でございます、充当割合は13.1%となっているところでございます。

三たび主要な施策の成果報告書の49ページにお戻りをいただきたいと思います。次に、下から5行目でございます。国庫支出金でございます。国庫支出金の決算額は9億9,360万7,000円で、史跡用地先行取得償還費補助金、臨時福祉給付金給付費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金などが減額となったものの、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、保育所運営費負担金などが増額となりましたことから、対前年度比1億1,302万6,000円、12.8%の増となったところでございます。

次に、その下の県支出金の決算額でございます。5億4,531万7,000円で、保育所運営費負担金などが増額となったものの、安心こども基金特別対策事業補助金、被災農業者向け経営体育成事業補助金などが減額となりましたことから、対前年比7,092万2,000円、11.5%の減となったところでございます。

最後に、その下の町債の決算額でございます。決算額は5億7,240万円で、臨時財政対策債、道路橋りょう環境整備事業債、学校教育施設等整備事業債などが減額となったものの、奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業に伴います下水道事業分の公的資金借換債や道路新設改良事業債などが増額となりましたことから、対前年比1,870万円、3.4%の増となったものでございます。

以上で、歳入決算の状況についての概要説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、一般会計歳入全般に対する質疑を終結いたします。

ここで、理事者入れ替えのため、10時25分まで休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

それでは、総務部、会計室、議会事務局所管に係る決算審査を行います。

初めに、第1款 議会費について、説明を求めます。

黒崎議会事務局長。

○黒崎議会事務局長 それでは、第1款 議会費の決算の概要について、ご説明を申し上げます。

失礼をいたしまして、座らせて説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の56ページをごらんいただけますでしょうか。平成27年度の議会費の歳出決算額は1億1,252万562円となっており、前年度と比較して428万8,536円減少いたしました。地方議会議員年金に係る負担金が上昇し、共済費が増となったものの、議員定数が15名から13名に2名減少したこととなったことに伴い報酬及び期末手当が減少したことが主な要因となっております。

それでは、事業別施策の取り組み状況について、ご説明を申し上げます。

まず、定例会・臨時会及び委員会の運営についてであります。

初めに、定例会・臨時会の開催についてですが、定例会を4回、臨時会を1回開催いたしました。町長提案の議案数は80件で、全て原案可決となっております。議員発議及び委員会発議の議案については、出席の場合の欠席の届出について新たに規定する会議規則の改正や、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書など、規則1件、意見書2件を可決しております。

次に、常任委員会及び議会運営委員会の開催についてですが、延べ51回、51日間の開催となりました。

また、閉会中の委員会活動として、継続審査案件について審議を行うとともに、各委員会において先進地事例に学ぶための先進地視察研修や、施設整備状況等の現地調査を実施いたしました。

次に、会議録の作成・閲覧ですが、平成23年度より録音音声データ翻訳委託に変更したところですが、委託するに当たっては、自己作成部分をふやすなどして反訳対象時間の縮小に努めたところでございます。

次に、議会広報の充実につきましては、年4回発行し、多くの方に読んでいただけるよう、町ホームページに掲載をいたしました。

以上、簡単ではございますが、議会費の決算概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について、質疑をお受けいたしますが、質疑、答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には、主要な施策の成果報告書及び関係書類等の資料名、資料番号、ページ数などをお示しいたきましてご質問くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第1款 議会費に対する質疑を終結いたします。

次に、第2款 総務費について、説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、総務部及び会計室が所管いたします第2款 総務費に係ります主な施策の実施内容につきまして、説明申しあげます。

失礼して、座らせていただきます。

主要な施策の成果報告書の57ページから83ページでございます。

初めに、第2款 総務費、第1項 総務管理費でございます。報告書の57ページをお願いいたします。

まず、第1目の一般管理費でございますが、これは、職員人件費、地域集会所施設整備費補助、コミュニティバスの運行、地域公共交通の確保、参加と協働のまちづくりの推進などに要する費用の支出が主な内容となっております。

58ページをごらんいただきたいと思います。58ページの地域公共交通の確保でございますが、平成26年度に策定をいたしました斑鳩町生活交通ネットワーク計画に基づきまして、コミュニティバスの増便に係る具体的な運行ルート等を定めた斑鳩町コミュニティバス実証運行計画を策定いたしますとともに、実証運行の開始に向け、老朽化したバス停留所の標識の更新を行ったものでございます。

次に、地域集会所施設整備等の支援でございます。自治会等が行います地域集会所の整備等の費用に対する補助金を交付をいたしまして、コミュニティ活動を支援いたしました。

次に、59ページでございます。参加と協働のまちづくりの推進でございます。第4次斑鳩町総合計画におきましてまちづくりの重点施策に掲げている斑鳩らしい協働のしくみづくりを進めるため、協働のまちづくり活動提案事業補助金を創設し、その提案募集を実施いたしました。住民グループの12団体から提案をいただきまして、そのうち11団体を認定いたしまして、平成28年度からそれぞれ事業に着手いただいているところでございます。

続きまして、62ページの第2目 文書広報費でございます。町の広報紙の発行、声の広報、町ホームページの運用などに要する費用の支出が主な内容となっているものでございます。

まず、ホームページの充実では、平成28年3月に、タイムリーでわかりやすい情報発信を行うことを目的に、内容を各担当者が容易に作成・管理できるようホームページのリニューアル等を行いまして、その充実を図ってまいりました。

続きまして、63ページの第3目 財政管理費でございます。財務会計システムに係る電算ソフト使用料などに要する費用の支出が主な内容となっております。

そのページのふるさと納税等（寄附）の状況につきましてでございますが、町ホームページの活用やチラシの設置、各種イベントにおけるチラシ配布などを通して、そのPRに努めております。平成27年度でございます。そのページの表の一番下の合計欄でございますが、126件、264万5,499円のご寄附をいただきました。これは、なお、平成27年度税制改正におきましてふるさと納税による特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡大されたことなどもありまして、本町におきましてもさらなるふるさと納税の促進を図るため、平成28年6月から、今年度でございますが、インターネットで申し込みができ、クレジットカード決済が可能なふるさと納税ポータルサイトの活用を始めたところでございます。

続きまして、64ページをお願いします。第4目の会計管理費でございます。会計システムに係る電算ソフト使用料などに要する費用の支出が主な内容でございます。

続いて、第5目の財産管理費でございます。役場庁舎の維持管理、基金の運用、普通財産の管理などに要する費用の支出が主な内容でございます。

初めに、そのページの普通財産の管理でございます。今後の利活用が見込めない遊休土地3物件、旧野外活動センター用地、阿波2丁目地内代替用地及び追手団地跡地でございますが、一般競争入札及び公募先着順による売却処分を進めまして、旧野外活動センター用地のみ売却処分ができましたが、他の2物件につきましては参加申込者がなく、不調に終わったところでございます。

次に、65ページでございます。役場庁舎の充実でございますが、役場庁舎の受変電設備について、庁舎建設時の昭和61年から継続使用してまいりましたが、老朽化が進んだことから、これの更新を行いました。

次に、公共施設の電気調達でございます。施設管理経費の削減を目的に、対象を役場庁舎ほか12の施設に拡大をいたしまして一般競争入札を実施し、平成27年4月からテプコカスタマーサービス株式会社の電力供給を受けているところでございます。

次に、固定資産台帳の整備でございます。町の所有する固定資産の状況やその価値の情報を把握するために、固定資産台帳の整備を進めてまいりましたが、今後、年度更新をしながら台帳の精緻化を進めまして、国の統一基準に基づく財務書類や公共施設等総合管理計画の作成に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、66ページの第6目 企画費でございます。男女共同参画社会の推進、

OA化の推進、地域文化の振興、文化振興財団の支援、いかるがホールの維持管理・運営などに要する費用の支出が主な内容でございます。

初めに、文化振興財団への支援でございます。文化・芸術活動の支援とその機会の創出に取り組んでいる公益財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き財政面から支援をいたしたものでございます。

次に、67ページの下段のほうでございます。第3次男女共同参画推進計画の策定でございます。平成26年度に実施をいたしました男女共同参画に関する住民意識調査の結果等を踏まえまして、女性活躍推進法に基づく推進計画と一体のものとして、第3次男女共同参画推進計画を策定いたしましたものでございます。

次に、68ページでございます。一番下でございますが、女性総合相談の実施でございます。女性の人権を侵害する深刻な問題や女性が抱えるさまざまな問題に対しまして相談・助言を行い、相談者自らが問題解決できる糸口を提供するため、引き続き相談窓口を開設したものでございます。平成27年度は相談者数10、うち新規5名でございますが、延べ22回の相談がございました。

次に、69ページでございます。生駒郡ツーデーウォークの開催でございます。生駒郡内の史跡・名勝等を巡り、豊かな歴史や文化を満喫できる2日間のウォークイベントを新たに開催いたしましたもので、2日間で延べ759人が参加をいたしました。

次に、友好都市交流等の推進でございます。新たに、正岡子規ゆかりの地であります愛媛県松山市と平成28年2月に観光・文化交流都市協定を締結いたしましたものでございます。

次に、事務のOA化の推進でございます。基幹業務システム及び財務会計システムのクラウド化を行うとともに、社会保障・税番号制度導入に伴う宛名統合システムの構築や既存システムの改修等を進めたものでございます。

70ページでございます。第4次斑鳩町総合計画後期基本計画の策定でございますが、前期基本計画の計画期間が平成27年度末で終了いたしますことから、総合計画審議会におきまして審議をいただきまして、平成28年3月に後期基本計画を策定したものでございます。

次に、斑鳩町人口ビジョン及び斑鳩町総合戦略の策定でございます。国の地方創生の取り組みとあわせまして本町の人口減少対策及び地域活性化を進めるために、住民アンケートを実施するとともに、斑鳩町まち・ひと・しごと創生会議を立ち上げまして、有識者のご意見をいただき、人口ビジョンと総合戦略を策定いたしました。

次に、72ページへお移りいただきたいと思います。下段の第10目 防犯対策費でございます。自治会防犯灯の新設や維持管理等への助成、地域防犯体制の充実、消防団の年末警戒活動の実施などに要する費用の支出が主な内容でございます。

続いて、第2項の徴税费でございます。75ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1目の税務総務費でございますが、職員人件費、臨時職員の雇用及び他団体との協力連携などに要する費用の支出が主な内容となっております。

次の第2目 賦課徴収費でございます。町税の賦課徴収事務、町税の過誤納償還金、公金収納の手数料などの支出が主な内容となっております。

初めに、課税客体の適正な把握と町税徴収率の向上でございますが、町県民税及び固定資産税償却資産の未申告者に対します申告指導等により課税の適正化を図るとともに、滞納整理の早期着手と誠意のない滞納者に対します滞納処分等、関係法令等に基づきまして厳格かつ効率的な徴収事務を進めまして、納税者の公平性と公正性を確保し、町税の収入確保に努めたところでございます。平成27年度、表でございますけれども、平成27年度でございますが、差し押さえは48件、参加差し押さえが1件、交付要求が14件、合計63件で滞納額1,099万8,000円に対して滞納処分を行いました。これらのうち、換価または配当により税に充当できたものは、その右隣でございます、41件、金額といたしまして279万円となっているところでございます。

次に、76ページでございます。町税の収納率についてでございます。平成27年度の町税収納率は、表の上が現年分、下が滞納分でございますが、現年分の表の一番下でございます、収納率が0.4ポイント上昇の99.2%となりました。同じように、滞納繰越分についてですが、前年度と比較して4.6ポイント上昇の30.7%となったところでございます。

次に、77ページでございます。収納方法の税目別利用状況、口座振替を除く表でございます。住民の生活スタイルの多様化に対応するべく、新たな公金収納方法といたしまして、平成24年4月からコンビニ収納、ペイジー収納を運用しておりますが、平成27年度におけるコンビニ収納、ペイジー収納の利用状況は、その表の合計欄でございます、納付件数36,672件のうち、コンビニ収納が12,386件、利用率で33.8%、ペイジー収納が1,267件で利用率3.5%、この2つの合計は13,653件で利用率37.3%となったところでございます。

次に、78ページでございます。不納欠損処分の状況でございます。地方税法の規定に基づきまして、その表の合計欄の金額のところでございますが、617万3,596

円の不納欠損処分を行っております。納税義務者の実人数は60人、延べ件数は135件でございます。これらの不納欠損処分を行ったものは、滞納が発生した当初から再三にわたり催告等を行ってきたものの、その後の調査等によりまして、処分する財産がないもの、あるいは本人の居所が不明であるというもの、また、本人が死亡し相続人がいないものなどとなっているものでございます。

続きまして、第4項 選挙費でございます。81ページへお移りいただきたいと思っております。

まず、第1目の選挙管理委員会費でございますが、選挙人名簿の定時登録や選挙時登録など委員会の開催運営及び公職選挙法の改正に伴います選挙システム改修に要する費用を支出したものでございます。

1つ飛びまして、第3目 奈良県知事・議会議員選挙費でございます。平成27年4月12日執行の奈良県知事・議会議員選挙に要した費用でございます。

82ページでございます。第4目 斑鳩町議会議員選挙費でございます。平成27年4月26日執行の斑鳩町議会議員選挙に要した費用でございます。

次に、第5項の統計調査費でございます。83ページでございます。平成27年度の企画財政課所管の基幹統計調査は、表にございますように、平成27年工業統計調査、平成27年商業統計調査、平成27年国勢調査、そして平成27年の経済センサスとなっております。

続きまして、そのページの下段の第6項 監査委員費でございます。毎月の例月出納検査及び一般会計・各特別会計並びに水道事業会計に対します決算審査と財政健全化審査を合計で6日間、また、定期監査を5日間実施をいただきました。さらに、財政援助団体等監査といたしまして、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会の監査を実施いただいたところでございます。

以上で、第2款 総務費のうち、総務部、会計室が所管いたします主な施策の実施内容につきましての説明といたします。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 新人ですので、ちょっと教えていただきたい、よろしくお願いたします。

一番、今、最後のほうにありました滞納の方に、全てに督促をされて。

○坂口委員長 濱委員、ページ数と、すみません。

○濱委員 ごめんなさいね。すみません、75ページですね。課税の率が上がったっていうことで、監査の報告の中にもありましたけども、全ての方に送って、そのために収納率が上がったというふうなんですけども、送っても届かないっていう方もあるわけですね、先ほどの行方不明であったりとかいう方も含めてということですね。このね、中で、差し押さえとか、参加差し押さえですか、このへんのちょっと用語がよくわからないので、少し説明していただきたいです。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○本庄税務課長 まず、今、ご質問いただいております差し押さえあるいは参加差し押さえということでございますけれども、差し押さえにつきましては、滞納されている方の、例えば預貯金がございましたりとか、不動産等々、当町のほうで調査をさせていただきます、未納分の充実に充てるために、預貯金であれば払い出しができないようにということで金融機関のほうに差し押さえということで手続きをさせていただいているものがございます。

参加差し押さえと申しますのは、例えばもう従前に、不動産がございましたら、他団体等々が差し押さえをしているところに当町のほうが追加で差し押さえ手続きをすると、簡単に申しあげますとそういった手続きとなっております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 同じ欄ですけど、交付要求っていうのは。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○本庄税務課長 申しわけございません。交付要求でございますけれども、こちらにつきましては、滞納者の、滞納されている方の破産手続き等々が、例えば民間の借入金につきまして返済が滞ることによって破産手続きを進められるに当たりまして、当町の税の収入を確保するために、要求をして配当を受ける手続きをさせていただいているものがございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 同じところですけど、そうしたら、先ほどの差し押さえね、預貯金だとかいうものだったらそこから税金を納めていただきますけど、土地とかだったら、現金ではないですね。そんなときはどういうふうに考えるんですか。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○本庄税務課長 不動産につきましては、国税等々でもやられておりますけども、公売で

すね、して現金、いわゆる換価をした上で税に充当させていただくと、手続き的にはそのようになってまいります。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 わかりました。ありがとうございます。

続いて、いいですか。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 納付する場所がね、窓口の納付のほかにも、コンビニとか、ペイジーとかってということで、その率が今後ふえてくるだろうということですが、このね、窓口でなくてコンビニとかペイジーの収納をすると、そのための手数料っていうのがかかっていると思います。これは表になっているのは、今、77ページのところですけれども、予算のね、説明のときに、こういったコンビニとかペイジーを41%を目指していますということで、手数料が12万ぐらいを予定しているということですが、これは1件につき幾らというような、そういう計算なんですか。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○本庄税務課長 今、ご質問いただきましたコンビニ収納あるいはペイジー収納の手数料の関係でございます。

まず、コンビニ収納につきましては、1件当たり61円に消費税ということで1件当たりの手数料がかかってまいります。

ペイジー収納に関しましては、共同利用センター、いわゆるペイジーの電子的なデータ送信をするための共同利用センターの手数料と、及びそれぞれの各金融機関の手数料、合わせまして税抜きで48円の手数料が1件当たりかかっているという状況でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 今のあれですけど、この61円であるとか、48円っていうのは、それがかかってもそう影響のない金額っていうことで、この窓口でなくてコンビニまたはペイジーの分で納めていただくっていうのを、推進というか、進めていきたいというお考えですか。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○本庄税務課長 今、ご質問いただいておりますコンビニ収納あるいはペイジー収納でございます。こちら、平成24年4月から新たな収納方法ということで導入をさせていただいておりますけれども、その導入目的といたしまして、税金の納付方法の選択肢がふ

える、いわゆる住民サービスの向上というのを大きな目的として導入をさせていただいたものでございます。

あと、導入に当たりましては、やはり導入前には、納付に行く時間がない、仕事、平日は金融機関のあいている時間が納付に行けないというようなお声もございました。いうことで、そのあたりの声が導入以降はなくなったという一定の効果あると認識をしております。

また、納税環境がいろいろな選択肢があるという中で、期限内での納付というのも伸びておまして、導入前の、例えば督促状の件数で申しあげますと、導入前の23年度でございましたら、年間5,600通の督促状を送付しておったわけですがけれども、27年度では4,500通ということで、期限内での納付も徐々に進んできているということで、町としては効果があったものと認識をしているところでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 まず、57ページのコミュニティバスの運行というところと、その次のページの地域公共交通の確保というところ、これは重なるのかなと思うんですけれども、この費用のざくっとした内訳をお伺いできたらなと思いたしますが。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 まず、57ページ、コミュニティバスの運行の費用の内訳でございます。これが、今現在、コミュニティバス、平成12年から走っておりますコミュニティバスの運行費用ということで、平成27年度は1,297万5,088円ということになっております。

58ページの地域公共交通の確保といいますものは、今現在、コミュニティバス、ちょうど10月から実証運行ということで、2台にふえて有料化ということをするわけですがけれども、そういう方向を進めるに当たりましての地域公共交通会議、平成25年度から設置しておりますが、そちらのほうの運営に係る費用ということで、この642万円の内訳といたしますと、地域公共交通会議の負担金と、それにあわせて、コミュニティバスの実証運行の開始に向けまして、その内容に書いておりますとおり、老朽化したバス停留所標識の更新に係る費用ということでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 バスの更新費用と会議の負担金で分けるとすると、金額ってわかりますか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 642万円の内訳でございますが、公共交通会議への負担金といたし

まして378万円、バス停の更新に係る委託料といたしまして264万600円となっております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 総務委員会のほうでも説明していただいていると思うんですけども、今回、そのバス停の、今後どういうふうになるのかっていうのを広報のほうにも入れていただいていたけれども、西和医療センターの前ですとか、ちょっと三郷町にかかる部分はバスの設置がなかったように思うんですけども、やはり町外にバス停を設置するっていうのは難しいことなんでしょうか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 今、委員おっしゃられました西和医療センターですね、その前には、今、走っておりますコミュニティバスにおきましても笠町のバス停、これは奈良交通のバスのバス停でもあるわけですけども、そちらのほうに今までからもございまして、そちらのほうちょうど西和医療センターの前と近いということもございまして、引き続きそのバス停を利用していくということで、説明のほう、しております。

あと、町外ということで、今、おっしゃいましたので、もう1点、平群町のほうですね、竜田川ネオポリスというところで、一部、斑鳩町の竜田ネオポリスというところもございましてけれども、大部分が竜田川ネオポリスの集落でいきますと平群町域ということになるわけですけども、そちらのほうにもバス停のほうは設置をしております。以上でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 というと、必ずしも町内でなければバス停は設置できないとか、走れないというわけではないというふうには理解はしたんですけども、今後、例えば王寺の駅前の方に行くとか、そういうことを見直していくっていうことは考えられるんでしょうか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 これは斑鳩町地域公共交通会議におきまして議論をしていくところではございますけれども、公共交通のあり方というところで、斑鳩町独自の公共交通ということだけではないに、民間企業者でありますとか、各関係機関ですね、そういったところでの協議を経て整備をしていく公共交通ということでもありますので、今現在はこのような、今までからやってきたコミュニティバスのやり方を踏襲していく、その利便性を追求するというような形で設置という形で、今現在の更新をしたというところでご

理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 奈良交通のバスもあるので、同じバス停なので乗りかえたらいいという考え方もできると思うんですけども、やはり年配の方とかで足の弱っている方ですとか、あと、小さな子どもさんでベビーカーを持っているとかってというような、そういう方にすると、なかなか乗りかえるのが難しいってというようなこともあると思いますので、また今後、そういう路線を見直すときとか、あと、また新しい福祉施設が予定されているっていうふうに聞きますし、そういうことの兼ね合いも含めながら、また路線の見直しも進めて、今後、検討していただきたいと思いますというふうに思います。

あと、68ページの女性総合相談の実施なんですけれども、これは相談に応じているのはどなたになるのでしょうか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 フェミニストカウンセラーの方に委託しております。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 あと、69ページの松山市と観光文化交流都市協定というんですけども、斑鳩町との関係性というのはどういう関係性なんですか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 斑鳩町とは、もう聖徳太子が590年、五百何年に道後温泉へ訪れられまして、そういうところでツバキっていう木があって、その木が非常に幸福を招くということで聖徳太子は言っておられますし、それから、正岡子規さんが斑鳩の法隆寺で、柿くれば鐘が鳴るなり法隆寺という俳句をされていますとか、そういうご縁ということで、松山からも斑鳩に、修学旅行とかは必ず斑鳩へ来ていただきますし、そういうご縁で、やっぱり今、法隆寺にとっても、正月にはツバキをまかれますから、そういうご縁で今、言った両方の関係も踏まえて、松山と観光友好姉妹を結ばせていただいたということでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 今後、特に予定されているような何か、ありますでしょうか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 今でも行っているんですけども、子規さんの俳句大賞をです、斑鳩町で実施しております、そこで松山さんのほうも来ていただけますし、ま

た、松山さんのほうの俳句大賞のほうにつきましても、斑鳩町のほうから俳句箱を置きましてですね、それを松山さんに、斑鳩町で集めた俳句をですね、松山さんに送っているという実績等もございまして、現在、俳句等を通しまして交流も進めておりますし、また、お互いがですね、産業まつりでありますとか、聖徳太子市でありますとか、そういった物品の購入もさせていただいているところでございます。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 同じく69ページの事務のOA化なんですけれども、インターネット端末の設置数17台ってあるんですけど、これは各課にあると、インターネットに接続できる端末があるということなんですか。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 インターネット端末につきましては、インターネットメール等ございますので、各課に1台ずつということで設置させていただいております。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 やはり、今はそういうメールでのいろいろな問い合わせだったりとか、あと、情報収集なども必要になってくるかなと思います。ほかのそういう情報の漏えいがないようなそういう管理をきちんとしていただいていると思いますけれども、利便性とそうしたことを兼ね合いながら進めていっていただければと思います。

○坂口委員長 ほか。

濱委員。

○濱委員 68ページの教育・啓発活動の推進というところで、この「男女がお互いの人権を尊重し、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう」っていうところで、啓発活動を行ったっていうことなんですけど、ちょっと具体的に教えていただきたいです。どんなことをされたんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらにつきましては、年2回、広報紙にですね、そちらのほうの、男女共同参画に関して記事を掲載しておりますして、また、パネル展示も行ってございまして、啓発活動を行っているところでございます。以上です。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 広報はわかりましたけど、パネル展示っていうのはどのようなものというか、どんな量を、どこで、どのような期間でされたんですか。

○坂口委員長 資料、ありますか。

福居財政課長。

○福居財政課長 男女共同参画の啓発の強化週間というのがございまして、その期間で、生き生きプラザにおきましてパネル展示を行いました。パネル展示内容としましては、男女共同参画を考える上で、そういう問題提起するような、これが男性の仕事とか、女性の仕事とか、そういったものを啓発するような内容で、県の男女共同参画課のほうでお持ちのパネルでございますので、それを借り入れまして展示したということでございます。以上でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。何か見たような気がします。

続いて、いいですか。

○坂口委員長 はい。

○濱委員 文化振興センターのホールの照明設備操作卓を改修した。また、防火対策の。

○坂口委員長 ページ数を。

○濱委員 ごめんなさい、66ページです。このところには、防犯カメラを増設したというところまでしか書いていないですけど、このところでは、かな、それかどっち側になるのかな、文化振興財団への支援になるのか、どちらかですけど、車の購入と楽器購入っていうのがあったんですけど、そのところをちょっと教えてください。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 車の購入と楽器購入につきましては、その下の下段でございます。文化振興財団への支援のところでお金が入っております、公用車の更新と、あと、雅楽の楽器が入った分で、含めましてですね、文化振興財団への補助金を出しておるところでございます。以上です。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 今の2つの、車の購入と、雅楽器っていうんですか、その金額っていうか、その金額、教えてください。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 公用車につきましては211万5,270円、雅楽の楽器につきましては135万円となっております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 その雅楽の楽器っていうのは、もう全然、私、楽器のことわからないんですけども、今までにもそういうものって、ほかのものとかをお持ちなわけですか。それで、

その分の、例えば数が足りないとか、ぐあいが悪くなったとか、そういうことで、ある一定のその雅楽の演奏するそういうものを財産として持つてはるということなんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらは新規に買わせていただいたものでございまして、前に持つておられたということではございません。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 新規に買われたということは、その楽器を使って何かをされるということですね、もちろん。そこのところを教えてください。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 雅楽に関しましてですね、今まではですね、天理大学さんとかでお借りした形でされたときもあったとお聞きしているんですけども、今後ですね、活動の幅を広げていくために、長年その雅楽の体験講座も進んでまいりましたので、かかるがホールとして雅楽を購入いたしまして、その体験講座の皆さんにより幅の広い曲を演奏していただくという趣旨で購入したものでございます。以上です。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 65ページの公共施設の電気調達についてお聞かせいただきたいと思います。当初予算のときにご説明を受けましたけれども、そのときに、年間削減効果見込み額もおっしゃっておられましたけど、当初の見込み額のようなメリットがあったのかについて、お聞かせください。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 公共施設の電気調達につきましては、前年度と比較しまして950万円程度削減できておりますので、当初見込んでいました1,150万円の効果額と同額の効果が出ているところでございます。以上でございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。ありがとうございます。

続きまして、69ページの、私も事務のOA化の推進についてお聞かせいただきたいんですけど、これ、多額の費用を平成26年も27年もかけてされましたけれども、費用的な効果については何度もお聞かせいただきましたけれども、いざ統合され、名寄せされて、具体的な事務の効率というかですね、皆さんの、どういう事務的な、業務的な

作業でどういうメリットがあるのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 宛名統合システムのシステム整備につきましては、社会保障・税番号制度の導入に伴うものでございまして、もちろんこのシステムを統合して名寄せすることによりまして、番号制度のマイナンバーの照会で情報提供できるというメリットがございます。以上でございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 説明を聞いたり、そのようにいつも説明を受けるんですけども、それが斑鳩町、クラウド化進んでおられまして、他の市町村と比べると費用的な削減額も少なく、あまりメリットも少ないのではないかなというふうに担当課のほうからお聞きかせいただきましたけれども、劇的に変わるということは、やはり作業効率が劇的に変わるとか、そういうことはやっぱりないんですかね。もう一遍改めて。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 統合宛名システムにつきましては、あくまで社会保障・税番号制度の対応ということですので、事務処理について効率化が図れるというものではございません。

あと、クラウド化につきましてはですね、これは事務の効率化といいますよりは、災害時にですね、例えば庁舎内にサーバー等ございますと、一気にデータ消失もされてしまうというような危険性がございますので、今、クラウド化で、実質的には千葉県のインターネットデータセンターのほうにデータ、分散管理しておりまして、そういったメリットがあると考えております。以上でございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。

最後にちょっと1点、確認がありまして、75ページの賦課徴収費についてですね、差し押さえ、参加差し押さえか何かわからないんですけども、県と町による合同公売の場合ですね、どのようにその売ったお金を分けるのかっていうことについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○本庄税務課長 不動産等々の合同公売によりまして換価されたお金の配当につきましては、国税徴収法のほうに国税含めた配当の基準がございますので、それに基づいて計算をして、配当を受けると、このようになっております。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 例えば決算でいきますと、参加差し押さえとか、そういう実績をもとにする
と、何ぼで売れたのが斑鳩町には何ぼで入ってきたというか、そういう割合みたいな、
目安でわかるような数値では、ないんですかね。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○本庄税務課長 申しわけございません、滞納されている滞納の税の賦課年度でございま
したりとか、そういったことをもとに計算といいますか、配分されることになりますの
で、一律町が何%とかといったものではないので、ちょっと、申しわけございません、
そういうことでご理解をいただきたいなど、このように思います。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 はい、理解をさせていただきました。

最後に、76ページとか、収納率について書いておられますけれども、5年前ぐらい
から、奈良県が発表されておられる収納率でいきますと、昔から斑鳩町は収納率が高く
てですね、奈良県下でも何か3位くらいにあったかなと思うんです。それが、平成26
年度とか、5年を比べても、収納率はもともと高いままですけれども、奈良県内でいく
とですね、ランキングがどんどん、どんどん毎年、ちょっと下がってきているんです。
ということは、ほかの市町村がですね、どんどん、どんどん努力をされて、数値を上げ
てきて、斑鳩町を超えられますけれども、斑鳩町はここ5年、県が発表されている数値
でいくと大体同じような数値で、ランキングだけが下がっていくということはですね、
ちょっとどういうことなのかなということを説明していただきたいと思います。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○本庄税務課長 平成27年度、現年99.2%、滞納分30.7%、合計、現年分、滞
納分合わせますと、27年度では96.8%と、このようになっております。5年前で
すけれども、平成23年度では95.5%ということで、1.3ポイント、当町として
は上がっていると、このような状況でございます。

その中で、今おっしゃっていただいています県内市町村の状況でございますけれども、
23年度は、県内市町村平均で92.1%、27年度が、今現在の速報値という状況で
ございますけれども、94.9%と、このように、今、おっしゃっていただいています
ように、当町を含めまして各市町村、滞納整理あるいは徴収努力等々される中で、その
年度、年度でばらつきはございますけれども、順位は単純に徴収率をもとに並べること
になりますので、若干の落ちたり、上がったというのはどうしても生じてくるのかな
と、このように考えているところでございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 他の市町村のこういう収納率の内訳がわからないのであれなんですけども、ほかの市町村は現年分よりも滞納繰越分の収納を頑張られて、どんどん、どんどん、毎年数値を改善されたり、奈良県が発表しているランクを上げていくということなんですかね。斑鳩町、滞納繰越分の数値が大分上がりましたので、平成27年度の速報値でいくと、また順位も大分上がるのかなとは思いますが、そういう、他の市町村は滞納分のほうで順位を上げている、数値を改善しているという認識でいいんですかね。

○坂口委員長 本庄税務課長。

○福居財政課長 先ほど、県内市町村の平均の収納率全体で申しあげましたけれども、現年分、滞納分で申しあげますと、現年分が、県の平均98.3%、これが平成23年度でございます。27年度、先ほど申しあげたように、あくまで速報値ではございますけれども、99.0%、県内平均の市町村で99.0%となっております。

一方、滞納繰越分でございますけれども、平成23年度は19.1%、27年度が25.9%、滞納分につきましては、県内平均、23年度から、19.1%、24年度が19.9%、平成25年度が18.9%、26年度が19.4%、27年度が、速報値で、先ほど申しあげた25.9%となっておりますが、こちらのほうは、ある団体さんのほうで大口の滞納の整理がついたと、納付があったと、県のほうに確認しましたら、そういうことで聞いているところでございまして、おおむね19%ぐらいで県内市町村、滞納繰越分については収納率が推移しているところかなと、そのような状況でございます。

○坂口委員長 ほか。

伴委員。

○伴委員 58ページの真ん中の自治会への支援及び自治会連合会への支援なんですけど、これ、先日の総務委員会で、その辺の配分といいますか、ちょっとやり方を変えるという説明があったんですが、もしこれが前回の総務委員会の形になった場合、金額的にはこれはどのような形になるわけでしょうか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 自治会への支援と自治会連合会への支援というところについてでございます。今、委員おっしゃっていただきましたように、この自治会の支援というところでございますと、文具料ですね、自治会の文具料が、556万円がこの中に含まれております。自治会連合会への支援といたしましては10万5,752円となっているわけ

でございますけれども、先日の総務委員会の際に、来年度より、自治会の文具料というのを見直しまして、均等割について廃止をさせていただきまして、自治会連合会の会費に充てておりましたものを、町から自治会連合会への補助金として一本化するという形に整理をさせていただきたいという要綱改正のご説明をさせていただきました。そこらを踏まえまして、文具料の内訳なんですけれども、今現在、556万円と申しました平成27年度の決算額ですが、このうちの均等割88万8,000円の分が、今度はずね、自治会連合会への補助金というところに上乗せになりますので、27年度の決算額に単に足しますと、この10万5,000円に88万8,000円が上乗せされていくと。今後は、自治会連合会への支援というところは、今、27年度の決算額で申しますと、約99万円ですか、ということになるということでございます。以上でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 なるほど。金額の変わりというのはわかりました。

それで、この自治会連合会の支援のこの下のほうですねんけど、たしか使われた金額だけで、あと戻してくれはるといふ、私、認識持っていますねんけど、これ、もともと何ぼ支払いしてくれてはったんですかな。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 自治会連合会への支援といたしまして、27年度の当初予算額は100万円となっております。実際、町のほうから自治会連合会へは100万円の補助金を支出しております。自治会連合会の予算につきましては、先ほども申しました文具料均等割が会費として自治会連合会の入としてなっているというところございますので、自治会連合会の予算規模としては約211万となっております。自治会連合会の決算額は、それと比較して112万ということで決算を終えておりますので、差引残高89万4,000円を町に戻入いたしました結果、補助金としての決算額は、100万の予算に対しまして10万5,700円となっているということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 それならこれ、今後ともこの自治会連合会への支援の100万円、当初予算、このあたりの金額はもう変えないと、これはもうこのままずっと100万円でいく、そういうような考えでいいわけですか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 27年度のこの決算実績から申しまして、100万の予算に対して、

実質は10万5,000円の執行額だということもございますので、28年度におきましては90万の予算額であります。今後におきましても、この自治会連合会の決算状況でありますとか、事業内容を見ていながら、補助額のほうは変更していく可能性があるというふうに考えております。以上でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 28年度の予算、ちょっと私がうっかりしまして申しわけありませんでした。

続けて、59ページの一番下の参加と協働のまちづくり、これ、私もこれ、総務委員会で説明をお聞きしたんですが、この提案団体が12団体で認定団体が11団体、この落ち合った1団体というのは、支障のない程度で、何が原因であきまへんでしてんやろ。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 12団体のうち11団体になってしまった理由といたしましては、その1団体につきまして、利潤目当てであるという、疑惑といたしますか、可能性が払拭できないということから、1団体は却下させていただいて、11団体の認定となったものでございます。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 厳格に審査していただいていると、そういうふうに認識いたします。

続きまして、61ページの一番下の臨時職員さんですねんけど、金額が前のときよりちょっと変わっているんですが、前の決算より、26年度の決算とちょっと変わっているんですが、これは何か、職員さんが減らしていこうというような感覚でなっているのか、ちょっとお聞きします。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 臨時職員の予算の減ということでございます。約、現年度と比較して570万ほど減っておりますけれども、臨時職員につきましては、基本的には職員の欠員補充ということでございます。それで、フルタイムで、平成26年度が17名、平成27年度が14名、3名の減となっております。これにつきましては、育休職員、正規の職員が3名が職場に復帰したことによりまして、臨時職員さん、その分の3名を減したということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 それでしたら、正規の職員さんの補充やという考え方でいきますと、臨時職員さん自体の数というのは、やっぱり正規の職員さんの、どれぐらい、今、勤めておられるというのと整合してなっていくと思いますねんけど、今後、正規の職員さんを、数を、

今の現状からどう考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 これはもう以前から、この予算審査特別委員会ないしは決算審査特別委員会、いろいろ議論がございます。以前より相当、正規職員、落ちてきていますよと、退職者の補充分はないですよと。ここ最近はまだ退職者以上の補充をするようにやっているんですけど、数年前はどうしてもできなかった状況がございますので、できましたならば、それは、前の状態には戻りませんが、やはり退職者の、非常に、退職者以上の補充はできていない年をなるべく埋めるように、徐々に、そう考えて採用をしていきたいと。その分は自動的に臨時職員減ってまいりますけど、やはり非常に最近はまだ、職務、仕事の量もふえていますので、制度が変わってきていますので、そこらは十分認識しながら、町財政を見ながら検討していきたいと考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、副町長の答弁、結局、やっぱりバランスやと私も思います。だから、そのうまいバランス、負担もあまり一人ひとりにかかってもいけませんし、また、過剰になってきて、財政の部分もあると思います。その辺を勘案しながらやっていただければと思います。

すみません、続けて、申しわけないです。64ページの役場来客者等の駐車場の管理なんですけど、これ、ちょっと金額足しますと、ここのこの四百何万になりませんねんけど、この理由は何ですか。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 この価格につきましては、役場来庁者用と駐車場の草刈り等の維持管理経費に係るものとなっております。以上でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 それならその維持管理、年2回なり、3回なりやっていただいているんやと思います。

それで、上の来客用の駐車場で、これ、一部無償とあるんですが、これはどこが無償になっているのか、教えてください。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 無償部分につきましては、庁舎東側のアスファルト未舗装の駐車場につきまして、こちら、無償でお貸しいただいておりますので、そちらの分について借上金額が入っていないということになります。アスファルト部分、あの登記事務所裏のアス

ファルト部分につきましては有償でお借りしているということになっております。以上でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 役場の横の大きな土地が無償やと、今、お聞きしましてんけど、これ、えらいサービスがええっちゃうか、これ無償で貸したるよと、えらい便宜を図ってくれてはると思うんですが、何かこの辺、交渉で何かあるわけですか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 相当大きな部分でございます。あそこは、以前でしたら相当草が生えておりまして、その維持管理が大変だと。その方も、実は斑鳩町に住んでおられませんので、県外に住んでおられますので、非常に維持管理が大変だと。それでしたらもう町のほうに使っていただいて結構ですよということで、お話をさせていただきました。もう20年間の長期契約をやっておりますので。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 非常にまあ、車とめさせてもうて、場所もええし、非常にありがたい話。

これ、ほかにもこういうような、町の無償で借りておられる、こんなんはほかにもありますのかな。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 ほかにはございません。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 はい、わかりました。

続きまして、69ページの生駒郡ツーデーウォークの開催、一番上ですんけど、これは76万3,000円、非常に評判がよかったと聞いておるんですが、これは、費用76万、これはどのあたりに使うてくれはりましてんやろ。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 この76万3,626円をですね、斑鳩町の持ち分でございます、全てのお金に関しましては、こちらの決算額のほうが259万2,897円が4町分になっておりまして、その中の76万3,626円が斑鳩町の持ち分になっております。全体的なですね、経費に係ります中で多く占めておりますのは、会場設営費が多くの部分となっております。以上です。

追加で申しあげます。会場設営費でありますとか、パンフレットの作成費でありますとか、コースマップの作成費等にお金がたくさんかかっている状況でございます。以上

です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 それならこれ、4町でやられましてんけど、やっぱりこれ、まとめている町があると思うんですが、これは4町のうちどこが。パンフレットを製作したり、それは協議しながらやっていただいております、その取りまとめはどこ町なんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 ツーデーウォークの事務局につきましては、斑鳩町で行わせていただいております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 たしかこれ、続けてツーデーウォーク開催していかれると思うんですが、この事務局は、それならこれ、順繰りで、こう、回ってやられてと考えていいわけですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 事務局につきましては、こちらのツーデーウォークの実行委員会の規定によりまして、生駒郡の町村会の事務局ということになっておりまして、昨年度と今年度につきましては斑鳩町で行っております。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 町村会の会長のところがやられるとなってくると、町村会の会長、今現在、うちが。この町村会の会長というのはずっと、イメージ、僕、うちの町長がやっておられるイメージがあるんですが、これはある程度、こう、交代制になっている、これはどんな感じになっているんですか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 町村会の関係等については、2年に1回、役員改選ということでされます。再選は妨げないということですから。我々も、実際いうたら、かわったらええということをするんですけども、まだ新しいというのか、今現在、三郷町にしても2期目ですし、平群町は3期目ですし、安堵町も2期目ですし、そういうことで斑鳩さんにやってほしいということですのでございますから。やっぱり事務局というのはなかなか仕事上、忙しい面があります。生駒郡をまとめていくわけですから。そういうことを考えますと、三郷も平群も安堵町の方もですね、私も長いからかわってほしいと言うんですけども、できるだけ斑鳩町さんでお世話願いますということですから、やむなくやっているということですのでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 やむなくこういう形になっているんやということがわかりました。

70 ページ、すみません、続きまして申しわけないです。斑鳩町人口ビジョンのこのアンケートなのですが、交付金を使ってやっていただいていると思いますねんけど、結構金額の割に回収率があんまりええことないなと思うけど、この辺のご意見、お聞きしたいんですが。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 人口ビジョン及び斑鳩町総合戦略の策定につきまして、住民満足度調査等につきましては、回収率37.9%ということになっております。

結果でございますけれども、その分析といたしましては、設問数27項目、回答項目が109項目あったことなど、大変ボリュームのあるアンケートであったこと等から、答えるつもりであったけれども置いておかれたのではないかというふうに推測しているところでございます。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 非常にこれ、総合計画にもかかわってくるアンケートやと、私、これ、認識していますので、できるだけ答えやすいつちゅうか、取り組みやすいような形で、今後考えていただいたらと思います。

最後に、73 ページの一番上の防犯灯維持管理、これ、たしかLEDにどんどん、自治会のやつはかえていっていただいていると。たしか町がやっていただいている部分、これがまだ蛍光灯に残っている、蛍光灯のままやというように思うんです。町がやってくれてはる中で、どれぐらいLED化が進んでいるのかを教えてください。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 町の管理防犯灯のLED化でございます。今現在管理させていただいておりますのが、518灯でございます。うち、LED化につきましては、120灯となっております。このLED化につきましては、この蛍光灯の器具の交換時期にあわせて、現在、させていただいているところでございまして、LED化率については23%というふうになっております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 交換の時期、使えるのに交換してももったいない。だから、随時かえていっていただくと、そういう形でよろしく願います。以上です。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 それでは、最初に59ページのところでございます。59ページ一番最初の

行政出前講座の実施というところでございますけれども、平成27年度は開催数が33件、参加者が930名の方が参加していただいているということで、26年度から見ましたらたくさんの方が参加をいただいているというように思いますし、また、これは町の職員さんが一生懸命出向いて行って、説明をいろいろ、出前講座していただいていると思うんですけれども、私が所属している自治会でも、何か月か前に、ゼロウェイスト宣言のことで、生ごみ処理の説明に来ていただきまして、いよいよこの秋からうちの自治会でも生ごみ処理の方向でしっかりと進んでいくっていうことになったんですけれども、一生懸命、こう、休みの日に出てくださいって、そしてまた、その熱意でもって皆さんの気持ちが、こう、高揚して、しっかりと取り組んでいこうということなんですけれども、この出前講座ですけれども、どういう、いろいろ、こう、33件開催されていますけれども、どういう内容のものをされて、また、その反響、捉えておられましたら教えていただきたいと思います。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 行政出前講座の実施内容についてでございます。平成27年度、33件ということで、この内訳なんですけれども、一番多いのが健康づくりについてという講座でございまして、14件ございます。あとは、高齢福祉について、防災について、あと、27年度の特徴といたしまして、マイナンバー制度についてというものが7件と多くございまして、その他は、福祉でありますとか、まちづくり関係各1件ということで、合計33件となっております。

先ほど、ちょっと委員、環境のことにつきましておっしゃっていただきましたものは、環境対策課としてやっておられる講座でございまして、この行政出前講座33件の中にはカウントされていないということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。

それで、次に、71ページです。71ページのところなんですけれども、交通安全意識の向上っていうところで、自転車、交通安全対策の推進というところで。

○坂口委員長 奥村委員、すみません、放置自転車の関係は環境対策課の関係になりますので、そのときの質問でお願いいたします。

○奥村委員 そうでしたか。はい、わかりました。研修のほうも、講座。そのときにまたさせていただきます。

○坂口委員長 すみません、暫時休憩します。

(午前 11 時 39 分 休憩)

(午前 11 時 39 分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

奥村委員。

○奥村委員 そうしたら次、80 ページですけれども、80 ページの一番下の段の自動交付機による。

○坂口委員長 これも。

○奥村委員 ああ、これも。すみません、間違えました。

そうしたら、以上です。

○坂口委員長 ほか。

小村委員。

○小村委員 60 ページなんですけれども、情報公開の推進のところなんですけれども、この中で、一部開示、却下があると思うんですけど、これについて、どういう理由で一部開示になったのか、却下になったのかを教えてください。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 情報開示の一部開示と却下でございますね。一部開示につきましては、開示されている内容に税情報がございましたので、その関係についてはその部分についてを非開示、それと、却下につきましては、具体的に、養子縁組みの届け出の関係の請求がございましたけれども、当該人以外に出すということはできませんので、却下とさせていただきますところでございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ありがとうございます。

続きまして、62 ページなんですけれども、ホームページの充実っていうところで、当初予算は548万3,000円ですかね、で、ホームページの充実で899万2,080円になっているのは、どういう理由からですか。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 この差額につきましては、交付金、地方創生の先行型交付金ございまして、その執行見込み額が少し当初計画よりも落ちていましたので、その残額を何か使えないかということで、定住促進の啓発のホームページをつくってはどうかということで、その分、補正させていただきまして、その金額の増でこのように899万2,000円の決算額が出ているということでございます。以上でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ホームページ自体は、リニューアルは540万で、その差額は定住促進のホームページのページをふやしたという意味で理解してよろしいですか。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 はい、そのとおりでございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 当初よりも、予算よりも高くなっているんですけど、また、これ、後で出てくるんですけど、観光協会のホームページが100万円出ていたと思うんですけど、これと、この観光協会のホームページと町のホームページ見比べたときに、もちろん町のほうが情報量が多いのはわかるんですけど、この差額がすごく大きいんですね。この差額の理由をちょっとわかりやすく説明していただけたらなと思うんですけど。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 町ホームページと観光協会ホームページのリニューアル費用に大きな差があるというご質問でございますが、その要因といたしましては、ただいま委員さんおっしゃいましたように、ホームページの容量の大きさが異なることが挙げられます。リニューアル時の状況では、ホームページ内のページ数が、観光協会ホームページは52ページであるのに対しまして、町ホームページは430ページあるため、導入やデータ移行に係る費用が多くなりました。

また、2つ目の要因といたしましては、町のホームページでは、今回のリニューアルにおいて、役場庁舎内の各課の担当者がホームページ原稿をみずから作成し、それを各課長が承認し、ホームページ主幹課が確認の上公開する仕組みを構築いたしました。このシステム導入により、費用が大きくなっております。

3つ目の原因、要因といたしましては、サーバーにつきましても、観光協会ホームページでは掲載するページ数に制限があることに対しまして、町ホームページでは制限なしとなっており、このことから、町のほうが費用が大きくなっております。

4つ目の要因といたしましては、観光協会ホームページはパソコン版のみのページのみの対応ですが、町ホームページはスマートフォンや携帯電話でのページも対応しております。

さらに、町ホームページでは、先ほど申しましたように、定住促進サイトを新たに作成したことや、職員対象の講習会を全6回開催したことなどから、観光協会ホームページよりも費用が大きくなっているところでございます。

以上です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ページ制限ある、なしでどれだけその値段が変わるのかとか、何かちょっと僕の認識では、パソコンのこのデータも、52ページと430ページで、何かちょっと値段が上がるだけでページ数がふえるのかなっていう感覚が、ハードディスクとかの感覚でいうたらあるんですけど、この点はどうですか。わかりますか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらのほうですね、仕様に基づきまして、プロポーザル公告でありましたり、入札でありましたりした上の、一括のですね、契約となっておりますので、細かいところは出ていないわけでございますけれども、データサーバー初期費用でありますとか、あとは講習会のレンタル費とか、そういったものにつきましては、明らかにですね、観光協会のものよりは大きくなっているということでございます。以上でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 また、詳しくは担当課に聞きにいきます。

それでですね、70ページなんですけど、斑鳩町人口ビジョン及び斑鳩町総合戦略の策定なんですけど、これも当初予算ではゼロで上がっているのかな、それで前年度の補正予算で700万ですかね、平成26年の補正予算で700万計上しているってなっているんですけど、これは国からの補助金が多く出ているっていう考え方でいいですか。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 この人口ビジョン及び総合戦略の策定につきましては、平成26年度の国の補正予算に伴うものでございまして、平成26年度の3月補正で補正させていただいた分を繰り越して計画の策定をさせていただいたというものになっております。当初計画からですね、ちょっと年度かわった後にですね、また国から示された額に余裕がありましたので、こちら、総合計画の後期基本計画の策定というものもございましたので、それにも対応した住民満足度調査っていうものを新たに補正で追加させていただいて、この金額、合計でこの金額になっているということでございます。ですので、繰越分と27年度の補正分との合計でこの金額になっております。以上でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 同じところなんですけども、先ほど、アンケートに対することをほかのことから聞いていましたけど、このまち・ひと・しごと創生のアンケートが、1つは18歳以

上65歳未満で、それからもう1つが15歳から18歳、高校生までということですが、もう1つ、その下にある満足度調査、この分が18歳以上2,000人ってということで、同じ年の同じ月にこの3つのアンケートをされているということですが、この対象となっている方がどういうふうに抽出されているのかとか、また、この、子どもさんと、高校生なら高校生の方と、ここの親御さんと、もっと言えばおじいちゃん、おばあちゃんとか、そういったものが1軒で重ならないのかなとか思うんですけども、どんなふうな感じで抽出されて、送られたんでしょうか。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 アンケートにつきましては、対象が全町民の方ということですので、無作為抽出でさせていただきます。この一番上のまち・ひと・しごと創生に関するアンケートにつきましては、内容が、子育て世代ですとか、仕事に関連することということですので、年齢を18歳以上で65歳未満の方で、この中から無作為抽出させていただきます。2つ目の若者アンケートにつきましては、もう高校生ということで、これはもう完全に、今現在斑鳩町内におられる高校生の方の生年月日で、4月2日から3年後の4月1日の方ですね、その3年間の方に限定して、これは全数でアンケートさせていただきました。3つ目の住民満足度調査につきましては、これは先ほど申しあげましたように、後期基本計画のための住民アンケートとなっておりますので、単純に18歳以上、この調査日の18歳以上の方から無作為抽出させていただきますので、ご質問されていましたが、1軒の家で家族の方が複数当たるということは、十分あります。

ただ、この一番上のまち・ひと・しごと創生に関するアンケートと住民満足度調査に関するものにつきましては、重複する方おられますが、この2つが同時に行くということはないように、そこだけはちょっと、無作為抽出する上で、操作というか、それだけは除いてアンケートさせていただきましたのでございます。

以上でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 同じところですけど、高校生は全員に送られたということで、それから下の満足度のところは2,000人って人数がありますが、その一番上の18歳以上65歳未満っていうのは無作為にっていうことですが、何通というか、何人の方に送られたんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 1, 200人を対象に送らせていただきました。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「ありますけど、午後からでいいですか。まだちょっと聞きたいです」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 まだいいですよ、どうぞ。

濱委員。

○濱委員 いいですか。それなら、幾つかだけでも。

63ページのふるさと納税ですけれども、別のふるさと納税のことでの質問のお答えとか、また、担当のところからパンフレットとか見せていただいたり、ほかの市町村のそういうカタログのようなものを見たりとかしていますけれども、斑鳩町からプレゼントですね、お返しをしている分の、人気のものっていうか、そういったものっていうのと、このふるさと納税に対して、このお返しの分、幾らぐらいの分を、総額で費用がかかったか、教えてください。

○坂口委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 ふるさと納税の、まずはお礼の品でございますが、これは全国的な傾向と同じだとは思いますが、その地域の特産品を送られていまして、全国的にはお肉ですとか、そういったものが人気なんですけれども、当町では、季節の果物ということで、夏はナシですとか、冬はイチゴですとか、そういった特産品を送らせていただいております、それがほとんどでございます。

それにかかった経費でございますが、平成27年度におきまして、寄附受入額が26万4,999円とありますが、その返礼品にかかります経費ですね、郵送料とか、そういった事務費も全て含めまして、54万5,000円となっております。5分の1程度っていうことでございます、寄附受入額の。以上でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 62ページのところの広報・広聴活動の充実ということですが、声の広報で、視覚障害者の方とか、高齢者を対象に、声による町の広報紙とか、議会だよりを音訳したものを配付しているということですが、これは、町立図書館に置く分は別にしまして、13世帯にお届けしているということですが、これはあくまでも希望者ということですが、もっとうるさく欲しい人がいるのではないかと思うんですが、その辺のお勧めというか、そういったことはいかがですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 作成しまして配付するんですけれども、配付する分につきましては、社会福祉協議会さんのほうでお願いしております、そちらの広報でありますとか、例えば声かけにつきましても、やはり専門の社会福祉協議会さんのほうでお願いしております、今後も連携を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 61ページです。職員さんの件ですけれども、61ページの一番上の職員研修ということですが、郡の研修。

これやね。ちょっとごめんなさいね、私のほうがよく見えていなくて。これかな。

すみませんね、下から2つ目の枠のところですよ。生駒郡の町村会との連携ということで、郡内の行政課題、共通の行政課題への取り組みとかいうことですが、これは具体的にはどのような研修を行われたのでしょうか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 生駒郡町村会との連携ということでございます。生駒郡町村会におきましては、生駒郡各町の町長ですね、共通の行政課題への対応と政策の調整などで緊密に連携するというものでございまして、この各種研修といいますのは、全国大会、例えば全国町村長大会でありますとか、水道、下水道関係の全国大会というものがございまして。そういった研修会に4町の町長がそろって参加していると。そういったものに対しての経費もこちらのほうで支出しているということでございます。以上です。

○坂口委員長 濱委員、まだ相当数ありますか。

○濱委員 いえ、まだあるんですけども。だから、どこかで切ってください。

○坂口委員長 相当数ありますか。

○濱委員 相当ではないですが。

○坂口委員長 そうでしたら、13時まで休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

午前中に引き続きまして、総務費の質疑からお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 早速ですが、お願いいたします。

職員さんの関係のことでお伺いします。まずは、60ページですが、一番下の職員の健康管理というところですが、この雇入れのときの健康診断が35人で、

定期診断、成人病検診 339 人ということですが、職員さんの、正職の方と、それから臨時職の方とで、また、どういう方がですけども、勤務日が短い方、少ない方とか、その辺のところでのこの健康診断の人数について教えていただきたいのと、町内で仕事してくださっている方が、そのどれにも属さないというか、正職員でもなく、それから臨時職員でもなく、アルバイトでもないっていう方がいらっしゃったら、その方たちの健康診断っていうのをどういうふうに受けてもらっているか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 今おっしゃっていただいている質問の中で、雇入れ時の健康診断ということでございますけれども、今年度につきましては、35 名の方の健康診断を実施をさせていただいております。内訳といたしましては、正規職員が 9 名、臨時職員が 26 名でございます。あと、その職員関係以外の健診関係につきましては、また別途、健康対策課のほうでそういった健診事業等を開催させていただいておりますので、そちらの対応というふうにご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 わかりました。

もう 1 つ、職員さんの仕事のことでですけども、選挙の関係はここで。

81 ページに奈良県知事選挙、それから次のページに私たちこの町議会の議員の選挙で、選挙はもう 1 つ、県会の選挙もございましたけども、選挙の費用ということでなくて、職員さんがこの選挙に関連する業務に大勢の方が本当に長時間携わってくださっているんですけども、この職員さんのいつもの、通常の勤務にプラスアルファであるこういった業務についての補償というか、賃金であったりとか、代休であったりとか、その辺のことをちょっと教えていただきたいです。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 通常業務以外の時間外勤務ということになりますので、基本的に時間外勤務の手当てを支給させていただくということで対応させていただいております。

○坂口委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第 2 款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第 6 款 商工費について、説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第6款 商工費に係る主な施策の実施内容について、説明をさせていただきます。

失礼して、座らせていただきます。

主要な施策の成果報告書の144ページから150ページでございます。

144ページをお願いしたいと思います。まず初めに、第1目の商工総務費でございます。職員人件費に要する費用の支出が主な内容でございます。

続いて、145ページの第2目 商工業振興費でございます。商工会の支援や商工業者債務保証料補給支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

まず、商工会に対する支援でございます。地域経済活性化のため地域振興事業や創業、経営革新への支援事業に取り組んでおられます商工会を引き続き財政面から支援をいたしました。

次に、プレミアム商品券発行に対する支援でございます。地域の消費喚起を促すプレミアム商品券・リフォーム券の発行に対しまして、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して支援をいたしましたものでございます。

146ページにお移りいただきたいと思っております。第3目の観光費でございます。歴史街道推進協議会など関係機関との連携や、観光協会の支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

まず、そのページの中段でございます。観光・地域情報の発信では、新たに、斑鳩町と奈良市を観光体験できるスマートフォンアプリを開発いたしまして、新たな観光情報の発信に努めたところでございます。

次に、物産交流の推進では、友好都市であります長野県飯島町、大阪府太子町、兵庫県太子町を初め、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を締結いたしております神奈川県小田原市、また、新たに観光・文化交流都市協定を締結いたしました愛媛県松山市を初め、多くの都市と物産交流を図り、地域産業の活性化と観光客の誘致を図ったところでございます。

次に、147ページです。一番下でございますが、無料公衆無線LANの設置では、訪日外国人等の旅行者が快適に観光できることを目的に、無線でインターネットが使える環境を、法隆寺iセンターとJR法隆寺駅南北自由通路に整備をいたしましたものでございます。

次に、148ページでございます。聖徳太子市の開催でございます。地域産業・地域観光の振興を図ることを目的といたしまして、聖徳太子市を開催いたしました。平成2

7年度は、新たな試みといたしまして、例年の2月の開催に加え、観光客が比較的少ない8月と1月にも物産展を開催したものでございます。

次に、いかるがWeek事業の実施でございます。観光客と地域住民の交流を図り、観光産業の魅力を発信するために、民間事業者などと協働で1週間継続したイベントを開催したものでございます。

また、その下、一番下ですが、観光協会に対する支援でございます。町観光情報の発信と各種イベントの開催による観光客誘致等に取り組んでいる観光協会を引き続き財政面から支援したものでございます。

149ページでございます。第4目の観光会館費でございますが、観光会館の適切な維持管理に努めたものでございます。

次に、第5目の歴史街道ネットワーク事業費でございます。観光ルートサイン等の基礎調査やまちなか観光の推進などに要する費用の支出が主な内容となっております。

まず初めに、観光ルートサイン等の整備についてでございますが、町内の観光案内サイン等の整理を行い、観光客へのスムーズかつ的確な観光ルートサイン等の整備を行うための基礎調査を実施したものでございます。

次に、まちなか観光の推進では、まちあるき観光を実現するために、起業家支援を目的としたチャレンジショップや県内の特産品を取り扱うセレクトショップの立ち上げを支援する地域経済循環創造事業交付金を交付したものでございます。

次に、150ページをお願いしたいと思います。第6目の法隆寺iセンター管理費でございます。施設の維持管理・運営に要する費用でございます。法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設として位置づけられており、指定管理者である観光協会により管理運営がなされているものでございます。

最後に、第7目 観光自動車駐車場運営費でございます。これも、施設の維持管理・運営に要する費用でございます。この駐車場につきましても、観光協会を指定管理者といたしまして管理運営がなされているものでございます。

以上で、第6款 商工費に係ります主な施策の実施内容についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

小村委員。

○小村委員 聖徳太子市の開催、148ページなんですけれども、26年度から27年度にかけてイベントがふえたんですかね。その来場者数がどのようになったのかっていう

のを、26年と比較して、ちょっとご説明ください。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 聖徳太子市に関しましては、27年度に夏の陣、冬の陣とい
いまして、夏は8月、冬は1月に追加して事業を行っております。このことから来場者
がふえたものでございまして、夏の陣は、昨年度と比較できませんが、300人、冬の
陣は、こちらも前年度と比較できませんが、3,000人ということございまして。
2月にいつも行っております聖徳太子市につきましては、来場者5,000人ございま
すが、26年度の6,000人より1,000人減少となっているところでございま
す。以上です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 聖徳太子市で1,000人減少しているっていうのは、これは、前年度やっ
たら1回やったけど、これが2回、3回になってくると来場者数が減っているというこ
とで、今後これは、町としてはどのようにお考えになっているのかっていうのを聞き
たいです。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 今年度から、また、前年度までの形に戻しまして、2月の1
回のみ開催とさせていただいているところでございます。以上です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 わかりました。ありがとうございます。

続いてですね、149ページの観光ルートサイン等の整備なんですけれども、具体的
に、観光案内サイン、具体的にはどのような整備がなされたのか、具体例、何個か挙げ
てもらっていいですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 事業名、観光ルートサイン等の整備となっておりますけれど
も、実質的には、昨年度行いましたのは、内容のところに書いておりますように、町内
の観光サイン等の整理を行い、観光客へのスムーズかつ的確な観光案内を行うための整
備基礎調査を実施したところでございます。具体的には、現地踏査、課題の整理、観光
施設の抽出及びランクづけ、案内経路の設定、また、配置計画の検討などを実施して
おりました、また、今年度も引き続き、観光ルートサインの計画策定の事業に着手してい
るところでございます。以上です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 わかりました。

すみません、先ほどの、ごめんなさい、戻ってしまうんですけど、聖徳太子市のこの来場者数に関しては、人数どのようにカウントされているんでしょうか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 恐らくカウントというよりも、大体、おおむね、主催者発表しているのが5,000人ということになっていると思います。実際、統計が出ていませんし、大体、人数やったら延べ5,000人ぐらいということでございます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

伴委員。

○伴委員 148ページの真ん中のいかるがWeeeeK事業の実施と書いている、これ、内容を見ますと、「民間事業者などが主体となって」とあるんですが、町とこの民間事業者との関係、ちょっともう少し教えてください。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 いかるがWeeeeKなんですけれども、もともと平成25年、平成26年度は、東栄会が常楽市というまちあるきマーケットを商店街活性化支援補助金を活用して開催されておりましたが、この補助金がなくなったということで、さらにこれを拡大して、1週間続けて斑鳩町を盛り上げたいとの声を商工会さん中心にいただいたところから、いかるがWeeeeK実行委員会を立ち上げたものでございます。実行委員会のメンバーは、12団体、観光、商工、農業、大学、行政などの構成員で、実行委員会の中でイベントをする団体を決めて、それぞれが1日ずつ担当する形で1週間連続したいかるがWeeeeKを開催しているものでございます。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 こんなことをしていこうというのは、これは民間の事業者さんの意見っていうのがほとんどで、町の意見、町からこんなんしたいと思っているけどどうですかとかいうの、このあたり、どっちですの。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 これは、商工会青年部におられた方で、一昨年、2年前に亡くなられた中屋さんという青年部の方がですね、あるいは商工会、JCとかの関係で、やっぱりこういう常楽市というのも1週間ぐらい続けたほうがええやろうという提案をされて、その方が亡くなってしまったという。やっぱりその方がおっしゃっているように、やっぱりこういう商工会青年部とか、あるいはまた県立奈良大学とか、そういうもののほうが提案

いただいて、1週間、町で予算を組ませていただいて、やってほしいと。去年は、熱気球とか、あるいは県立のライブがわかるがホールで催しをやったりですね、近隣の、昔の品物を売ったり、いろいろと町屋をやったりですね、やっていただいて、ただ、熱気球は風の関係でちょっと飛ばなかった。それでもたくさんの方が来られて、ちょっとの方は乗られたんですけども、ことしも恐らく熱気球はあると思いますけども、そういうプランニングをやっぴり皆さん方をお願いをしながら、そして皆さん方がそういう形で責任を持ってやってほしいということでやっています。これ、2回目ですから、ことしも11月23日が常楽市になりますから、そこから、もう21日からことしは始まりですけど、そういうことで、2回目があるわけですけども、去年は去年としての、やっぴりなかなか皆さん方が頑張っってやっていただいたという成果は出ていると思います。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっと今のでわかったんですが、それならこれは、結局、今後も町として続けていくというような姿勢で考えておられると思ってええわけですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 わかるがWeeeeeKにつきましては、町の観光施策として継続させていただきたいと考えておりますし、また、まち・ひと・しごと総合戦略の中でも、その取り組むべき事業として掲げているものでございます。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、いろいろな関係の方がかかわって、そして盛り上げていこうと。そうであれば、また、新しくこの輪に入っていきたいという方がおられたらどんどん入っていただいて、やって、広げていただくというような形をとっていただきたいと思います。

あと、149ページの一番下のまちなか観光なんですが、これ、チャレンジショップ、このチャレンジショップのお金がこれだけかかったのか、それともほかにいろいろなものが絡んでいるのか、教えてください。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 まず、チャレンジショップにつきましては、まちあるき観光拠点づくり補助金としまして1,050万円、こちらのほうを、補助金100%をしまして支援したものでございます。また、そのほかに、この4,082万4,340円の中には、まちあるき観光拠点実現化委託料が99万3,600円、そして、まちなか観光景観形成事業補助金、こちらにつきましては、7件で2,922万8,000円を使用したものでございます。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明でしたら、これはほとんど全部、その補助金、町からでなく、いろいろなところからの、国、県の補助金を使ってやっていただいたと、そう考えてええわけですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 まちなか観光景観形成事業補助金につきましては、こちらにつきましては、補助率50%となっておりますが、この費用につきましては、現在、担当課は都市整備課となっております。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 これ、ちょっと聞きたいんですけど、この都市整備課のほうでこのまちなか観光のやつは聞かせてもうてよろしいですか。

○坂口委員長 それはまた、項目ございますので、お願いいたします。

○伴委員 はい、お願いします。

そうしたら、私は以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 148ページのいかるがWeeeeeKのことですけれども、今、実行委員会を組織してっていうふうに伺いましたが、この金額の内訳をお伺いできますでしょうか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 このいかるがWeeeeeKの金額の内訳なんですけれども、まず、全イベントの開催費としまして、事務局が119万6,111円を使用しております、それ以外にかかったお金につきましては、竜田川紅葉祭りのみが観光協会補助金のほうで別で出しておりますので、こちらは除きました、あと、11月23日から11月27日までの5つの事業につきましてはの補助金という形で支出したものでございます。以上でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 各団体に幾らずつ補助をしているんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 それぞれ、まず、常楽市に64万2,818円、それから、夜空から見る「いかるがの里」、気球の実施事業ですけれども、109万7,394円、そして、法輪寺ライトアップとコンサートで91万4,292円、それから、奈良県立

大学によるコンサートに47万127円、そして、法隆寺駅北口商店街のライトアップ事業に115万3,080円を支出いたしております。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 これは、企画されている団体の持ち出しもあってのことなのか、それとももう企画そのものの全額補助されているんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちら、団体さんの持ち出しは、基本的にございませぬ。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、各団体が企画運営はしてくださっているけれども、実質的には町の財源のもとで運営されているということで理解はさせていただいたんですけども、今年度も実施していくということですけども、例えば、常楽市さんで運営されている幾つかのお店があったと思うんですけども、町内事業者さんだけでなく、結構町外の事業者さんだったりっていうのも商店街のネットワークで来られて、店で運営されていたとか、あと、気球につきましても、すごく新しい取り組みで、すごくユニークだったと思うんですけども、なかなかちょっと寒い時期であって、それに子どもさんが並んで、乗ってって、すごく楽しみにしていたけど、結局、天候の影響もあって乗れなかったりとかっていうような、ちょっと企画の段階でもう少し精査が必要なところもあるのかなって感じたんですけども、その辺のこの企画の打ち合わせについても、じゃあ、町のほうもかかわって進めておられるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 また、そちらの企画につきましてもですね、雨で残念ながら中止になりましたけれども、今年度につきましては、また気球もやっていきたいということも聞いておりますが、昨年度の反省からですね、もし雨であっても楽しめるように、そこに楽しい出店を出すでありますとか、そういった工夫をされるという方向で実行委員会の中で進んでいっております。

すみません、ちょっと訂正をさせていただきたいんですけども、先ほど、平川委員さんの質問の中で、どれぐらいのお金を各団体に払ったのかということでお話聞いていたんですけども、私のほうがですね、実際にそのイベントにですね、かかったお金につきまして回答させていただいておりますので、ちょっともう一度、訂正させていた

だきたいと思います。先ほど私が申しあげましたのは、歳入ですね、例えばまちあるきマーケットなどの出店の歳入も含めた形での全額かかったお金を申しあげておりましたので、補助金につきましてはですね、常楽市が43万8,318円、それから、夜空から見る「いかるがの里」が103万794円、それから、法輪寺ライトアップとコンサートが75万8,292円、それから、奈良県立大学によるコンサートが47万127円、それから、法隆寺北口商店街さんが115万3,080円でございますので、申しわけございませんが、訂正させていただきます。

以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、全額ではないという理解でよろしいんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 例えば、先ほども申しあげましたが、常楽市でございましたら、その常楽市の中の会計の中で出店料を歳入として出ておりますので、出店料につきましては除いた形で出させていただいておりますが、ただ、先ほど申しましたように、各団体さんが持ち出すというお金はないということをお願いいたします。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 あと、これからも続けていくってことなんですかけれども、この地域活性化の交付金っていうのは、これから先も続くわけではないかなと思うんですけど、そのあたりはどういうふうに考えてらっしゃるんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 今年度も、また、地方創生のほうの加速化交付金のほうで、100%補助によりまして実施していく方向でございます。次年度につきましても、何かいい補助金があるのであれば、そのものを取っていきたいというふうには考えております。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 続きまして、149ページの観光ルートサインの整備ということなんですけれども、現況調査をして、配置計画の検討をしたっていうことなんですけれども、これはどこかに委託をしてされているんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 おっしゃるとおり、業者委託により実施したものでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 といいますと、その次のまちなか観光の推進の中のまちあるき観光についても、じゃあ、同じくそういう考えで、委託をして進めておられるんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 まちなか観光の中の推進につきましては、先ほども申しましたように、大きく分けて3つの事業がございます。その中で、内容の中の一番最後の文章、「また、まちあるき観光拠点の実現化に向けて、公共施設をはじめとしたリノベーションの検討を行った」、こちらにつきましては、業者委託により実施したものでございます。前段の2事業につきましては、補助金でございますので、委託はございません。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 そうしましたら、いずれもある程度まとまった段階で公表していただけたらと考えていいんでしょうか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 観光ルートサインの整備につきましてはですね、こちらは、その調査をさせていただきまして、今年度もう既にその調査を生かした形で計画を策定しているところでございます。

まちあるき観光拠点実現化業務につきましては、こちらにつきましては町の参考資料として作成しておりますので、今現在、公表等はいたしておらない状況でございます。

以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 あと、147ページのWi-Fi環境の整備なんですけれども、この2か所を選んでるのは、特に理由はあるんでしょうか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 どちらも町の観光案内所というところから、観光案内所を一番最初に選ばせていただいたものでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 最初にということは、今後またふやしていく可能性もあるってということですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 斑鳩町のまち・ひと・しごと総合戦略の中でもですね、観光

拠点における無料Wi-Fi環境設置をですね、目標として掲げておりまして、平成31年までに3か所というふうに定めさせていただいておりますので、平成31年までにはもう1か所は設置させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 このWi-Fi環境を整備した場合、例えばiセンターに設置していて、法隆寺までカバーできる、そのぐらいのものなんですか。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 Wi-Fiにつきましては、大体、約なんですけれども、半径20メートル以内ということになっておりますので、その場でですね、ネットにつないでいただいて、そこで調べ物なりしていただいたり、お友達にメールなどを送っていただいたり、SNSにアップしていただいたりするということになっておりますので、法隆寺の中に入っていたときにはご使用いただけないものとなっております。以上です。

○坂口委員長 ほか。

小林委員。

○小林委員 148ページの、私もいかるがWeeeeek事業の実施についてお聞かせいただきたいんですけども、その中の1日、いかるがホールのほうで県大生のほうがイベントされているということでしたけれど、費用的には47万円ということですけども、見学に行かせていただいてですね、あの事業、どういう成果を目指したのかっていうのが、行って、全然、全くわからなかった。それで、どういう事業を目指してされたのか、その目標に対して達成状況はどうだったのか、それで、去年のその事業をよりよくするために、ことしはどのような改善をされるのか。担当課のほうに去年の自己評価表みたいなのが上がっておられたら、教えていただきたいんですけども。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらのですね、「わっしょい！！！！音あり、食あり、遊びあり何でもありの秋祭り」につきましては、奈良県立大学の軽音楽部が実施されまして、来場者数が212名と、ほかのイベントにも比べましても少し少ない状況でもございました。こちらにつきましては、やはり観光イベントとして位置づけているということで、今回、今年度、事務局より、実施される県立大学さんのほうにもお願いいたしまして、一連の流れの中で、観光自動車駐車場周辺での実施を事務局から提言したものでございまして、その方向でしていただき、また、今回、一連の事業の中でですね、出

店を出していただいたり、また、竹灯りの試みなども町の行政と協働でしていただくことにしております、事務局といたしましても、観光のイベントということを目に置いていただきたいということをお願いしているところでございます。以上です。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 はい、わかりました。楽しみにさせていただきます。

最後にですね、149ページの、私も観光ルートサイン等の整備についてということで、ことし、整備基礎調査をされたということなんですけれども、斑鳩町、昔から、3か年計画とか、補助金いただいてこつこつと整備をされてきたんですけれども、これまでのその整備をですね、この調査ではですね、どのように評価をされたのか、そして今の斑鳩町の観光ルート整備には何が足りないというふうにご提言をいただいたというかですね、その課題を示していただいたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 これまではですね、その補助金ごとにその設置をしておったものでございますけれども、こちらのものにつきましては、もっと全体的にですね、見直しを図るということで、現在、3か年で、まず27年度に基礎調査をさせていただいて、今年度に計画を立てて、来年度に施行という流れで考えているところでございます。以上です。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 先ほどのほかの方の答弁のときに、斑鳩町の課題を提言していただいたみたいなニュアンスが出てきたと思うんですけれども、今の段階でどのような調査をされたというかですね、具体的にどのような課題があるというふうにご提言いただいたのかなということについては、まだなんですかね。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 これまでですね、事業ごとに設置してきたこと等もあるんですけれども、デザイン等がばらばらであるというような課題が出てまいりましたので、そのあたり、また、今ちょうど奈良県のほうからも観光ルートサインのデザインに関する統一の方向性も示されておりますので、今後はそのような形も取り入れながら事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

濱委員。

○濱委員 このページではないんですけれども、先ほど寄附金のところで斑鳩町の特産品

とかいう話もひとつ出たんですけども、私たちがどこかに旅行に行ったりとか、遊びに行ったりしたときに、じゃあ何をお土産に買って帰ろうかというときに、やはりそういう、これはここなんだっていうようなのが昔からある地域はいいけど、なかなか斑鳩町ではそういうものが見つからないのではないかなというふうに思います。先ほど、お礼の品に、ナシとか、イチゴとか、そういったのが出ましたけども、そういったものでなくて、持ち帰れるような、本当にお土産になるようなもの、または自分の記念になって買い求められるようなものっていうのを、今、これですっていう強いものがなくても、そういったものっていうのを開発していくというか。よそのね、そういう特産品っていうのも、どこかの場面でやはり工夫をしてつくり出して、そしてそれが定着していくっていうようなことなので、そういったことで企画をするというか、研究をするとか、そういったところに力を入れていただきたいなと思うんですけど、現在のところ、そういうことに専門で当たっている方はいないと思うんです。

よくあるように、農産物のね、加工品であったりとか、その辺は農林のほうなのかもしれないけれども、大きな目を見て、斑鳩町の特産物というか、それがそういう食べるものの加工品であったり、また工芸品であったりとか、何かこれっていうものを、これから先、今がじゃなくて、これから先、もっと、もっと先へ続いてできるようなものっていうのを、やっぱり研究するというか、開発するというかっていうことをちょっと考えていただきたいなと思うんです。

別に、答弁でどうですっていうことでなくても、ぜひともその辺で、今からつくればね、1, 300年続けば1, 300年のものですね。

○坂口委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 斑鳩町の物産の名産品をつくりたいということで、平成24年から26年にですね、町と商工会の間で特産品の開発をし、斑鳩のブランド12品目を作成したところをごさいます。今、商工会さんを中心にこのPRされているところをごさいます。また、昨年にはですね、アンテナショップのほうも駅前につくっていただきまして、それらの販売も行っているところをごさいます。

今議会にもですね、奥村議員さんのほうからも一般質問をいただいております。また、そういった特産品のですね、PRをですね、デジタルサイネージ等も通しまして、今後、進めていきたいと考えているところをごさいます。

以上です。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 そうやって研究も進んで、少しずつでも進んで、何かいいものっていうのができている。今度は、それは、全国というか、そういうものを販売というか、そういう広げているとか、そういう事例はありますか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 濱委員さんもおっしゃるようになりますね、斑鳩は、もうやっぱり特産っちゅうのは、やっぱりそれは斑鳩で唯一の酒屋さん、太田酒造、初時雨あるいは奈良漬、あるいはまたニシキ醤油、あるいはまたいろいろな角度からですね、ありますわね。ただ、それを全国的に売っていくというようにおっしゃるけれども、なかなか、開発しても、売ればいいですけども、やっぱり中宮寺門前そばでも、言うたら買ってくれますよ。ただ、ずっと持続できるかといったら、なかなかそうはできないと思います。ただ、これはやっぱり商売人の関係ですからですね、昔の商売屋さん、もうどこかへ出かけた隣近所に土産買ってきはったんですわ。今はそんなんないんです。だからもう今、インターネットでも買えますから。そこらのことを考えたら、こういう商品を開発しても、売ればよいですけども。

ただ、この植嶋商店でも、大仏まんじゅうというのをつくっても、大仏さんっちゅうのは、東大寺から大仏寺の名前は使わんといてくれということで、やっぱりらほつ饅頭というような名前になっていますし、白水堂の北原さんところでも、結局、みむろまんじゅうというのは、三室山のみむろまんじゅうからああいう名前はやめてくれということで、竜田山という名前を変えていますし、あそこの佛鬼羅坊もございますからね。佛鬼羅坊なんて、もう必ず毎日売り切れです。やっぱりそれは限定をされていますから。

そういうことを考えたら、やっぱり皆さん方が、いかにいい品物であるかっちゅうよりも、結局、買ってくれなかったらだめなんです。だからそれは、値段があうのか、値段があわないのか、それを言うたかて、これだけの、今、もうインターネットとか、いろいろなのがありますから、もうそこで買えますから。だからもう今、常に欲しいものがそこで買えるわけですから。もう今、アマゾンやったらもうすぐ配達しますから。そういうことを考えたらね、これはもう本屋さんでも、全部潰れていくわけです。潰れていますよ、これ、もう、斑鳩にある本屋さんも、東京の人が買っていますから。この近畿圏では、もうほとんど本屋さんっていうのは、もうもたないです。それほどやっぱり皆さん方も、アマゾンとかそういうところで買いますから。そしてやっぱり便利ですから。

だからそういう土産の関係については、非常にやっぱり、梨でも、あるいはまたこの

柿でも言いますけども、これ、虫が出たらね、カメムシが出たら、もう必ずその品物、ないわけです。だから、うちのふるさと納税でも、富有柿をえろう、募集をかけたらいっぱい来はるんです。もう限定せんと。斑鳩でその柿があるのは、もう岡本の清水厚さんのあの一画の山だけなんですよ。それがもう、もし万が一何か起こった場合は配送できませんし、梨でも結局、送ってしもうて、途中でカメムシが入っていて、梨が傷んでいたという苦情もありますから、やっぱりそういうことも踏まえたらですね、よっぽど皆さん方は、斑鳩へ1万円出すけども、この梨が欲しいんやとか、あるいは富有柿が欲しいとか、米が欲しいとかいう、やっぱりそういう希望はありますけれども、そういう限定についても難しいと私は思っていますけども、できるだけやっぱり、ちょっとでも多くの方々が参加をいただくというのか、ふるさと納税やってもらう。

あるいは土産の関係等についても、商工会と、あるいはまた奈良女子大とか、あるいはそういうことで開発をしてやっていますけども、そういう点についても、これからも一層研究をしながらね、やっぱり皆さんがよりよいものを、農業委員会の方も、遊休地にそばを植えられて、そばをつくっていただくだけ買っていただいて、それならやっぱり中宮寺門前そばっていう命名でやっていただいていますけども、やっぱりそういうことも持続していくということが一番大事やと思うんです。あれも平成17年の10月ぐらいに、ちょうど、販売、初めてできたんですけど、もう既に11年たっていますけども、そういうことを考えますと、やっぱり非常に難しいと思っております。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

次に、第8款 消防費について、説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 第8款 消防費に係ります主な施策の実施内容につきまして、説明申し上げます。

座らせていただきます。

施策の成果の159ページから162ページでございます。

まず、159ページをお開きいただきたいと思います。第1目の常備消防費でございますが、これは、奈良県広域消防組合の運営に要する負担金でございます。

第2目 非常備消防費でございます。消防団の運営、自衛消防団の支援、消防車両の管理、また、防災無線の管理などに要する費用の支出が主な内容でございます。

160ページでございます。第3目の消防施設費でございます。消防コミュニティセンター、法隆寺消防センターなどの消防施設の維持管理や消火栓の充実、また、消防施設整備の支援などに要する費用の支出が主な内容でございます。

その下の第4目 水防費でございますが、これは、水防活動に要する費用でございます。

161ページ、災害対策費でございます。災害物資の備蓄、防災情報メール等の推進、自主防災組織の支援などに要する費用の支出が主な内容でございます。

初めに、災害物資の備蓄でございますが、非常食であるアルファ米、保存用ビスケットのほか、毛布、災害用簡易間仕切り、災害用敷きマットなどを購入したものでございます。

162ページでございますが、自主防災組織の支援についてでございます。地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立及び活動を行った団体に対しまして補助金の交付を行ったものでございます。平成27年度におきましては、新たに5つの団体の自主防災組織が設立されまして、合計で22団体となっているところでございます。

以上で、第8款 消防費に係る主な施策の実施内容についての説明といたします。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費について、質疑をお受けいたします。

平川委員。

○平川委員 160ページの消防施設整備の支援で、盗難対応分ってあるんですけども、その盗難は、もう、防ぐ方法っていうの無いんでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 盗難の防ぐ方法ということでございますけれども、完全に鍵をかけてしまうと、やっぱり実際の使用時がなかなか難しい面がございますので、防犯ブザーをその扉のところにつけたり、あと、すぐに切れる、そういう結束バンド的なものを巻かれていますというような形で、今現在、ちょっと防犯対策のほうをしていただいているという状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 盗難する素材のほう、特に盗られやすい素材とそうじゃない素材があると思うんですけど、それを、こう、変えるとかいうことはできない。

○坂口委員長 加藤総務課長。

- 加藤総務課長 消防器具の関係で、盗難に遭っていましたが真鍮製のものでございますので、現在、新しいものについては、アルミ製の関係出てきておりますので、そちらのほうに交換のほうしていただいております。
- 坂口委員長 平川委員。
- 平川委員 161ページの災害物資の備蓄なんですけれども、先日の一般質問の中でも、一度に固まらないように、こう、年度ごとに更新しているっていう話だったんですけど、何年ごとに、どういう形で更新されているんですか。
- 坂口委員長 加藤総務課長。
- 加藤総務課長 食糧品の関係は、基本的に賞味期限ございます。それが5年になっておりますので、5年間隔で、5年均等で更新のほうさせていただいているという状況でございます。
- 坂口委員長 平川委員。
- 平川委員 ほかのものについては、もう、購入して、かなり長い間そのまま置いておけるということでもいいんですか。
- 坂口委員長 加藤総務課長。
- 加藤総務課長 ほかで更新の必要なものにつきましては、あと、おむつの関係ですと、一応あれも基本的には5年で更新のほうを、使用期限迎えるということで、させていただいております。あと、粉ミルク、こちらのほうもちょっと2年ぐらい、2年更新でさせていただいております。その他につきましては、購入、そのまま備蓄しているけれども十分問題ないということでもさせていただいております。
- 坂口委員長 平川委員。
- 平川委員 このおむつは、すみません、サイズとかは考慮して備蓄されているんですか。
- 坂口委員長 加藤総務課長。
- 加藤総務課長 おむつにつきましても、一応基本的には3種類、大小合わせて、備蓄のほうさせていただいております。
- 坂口委員長 平川委員。
- 平川委員 あと、ちょっとこの主要な施策の成果報告書ではないんですけども、町の消防のコミュニティセンターなんですけれども、そこの管理運営についてはどういうふうになっているんでしょう。
- 坂口委員長 加藤総務課長。
- 加藤総務課長 消防コミュニティセンターの管理運営ということでございます。こちら

につきましては、地元自治会のほうで、具体的に申しあげますと追手東町自治会のほうで管理を行っていただいているという状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 管理運営するために、何て言うのかな、委託料なんか拋出されているというふうには伺っているんですけども、今、現状、その管理されている方の勤務の状況もあって、なかなか予約をとるのもとりづらいようなことを聞いているんですけども、そのあたりを、例えば委託するときに、こういうふうになるべくしてくださいという、町のほうからお願いしているのはできないのでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 この消防コミュニティセンターにつきましては、基本的には、できるだけ地元で親しんで使っていただけるような形でっていうことで、当初から地元自治会のほうに管理を委託をさせていただいているところでございます。今おっしゃっているのは、多分、予約の関係等のお話だと思うんですけども、今現在ですと、1か月前からの受け付けを、まず一旦、その月の大体第1か第2土曜日に一括で予約させていただいて、それ以降、週1回、それぞれ時間を定めて受け付けのほうさせていただいているところでございます。管理していただく方につきましては、毎年交代制ということで、今、やっていただいております、その中で、できる範囲の中でちょっとお願いをしている関係上、現在はこういった関係でございますけれども、また、管理人さん等がまた毎年変わられるところでございますので、それはその都度、またご相談のほうさせていただきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 好意でというか、気持ちでしていただいているところもあるとは思いますが、やはり利便性も考えた上での活用をお願いしたいと思います。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 159ページの一番下、自衛消防団、それと162ページの自主防災組織、これ、自衛消防団は21団体、自主防災は22団体、この辺で重複しているところもあると思います。この辺の内訳はどないなってますねやろ。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 自衛消防団と自主防災組織の関係で、重複団体につきましては、今現在、7団体が重複して設立をしていただいているという状況でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 町としては、両方必要なものでしょうけど、どちらに力入れてはるっていうたら表現が難しいところですねけど、そのあたりのすみ分けっていいですか、この自衛消防団と自主防災組織、このあたり、どのような形で取り組んでおられるのか、お聞きします。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 それぞれの組織のすみ分けということでございます。まず、自衛消防団につきましては、可搬式ポンプというのを操作していただいて実際に消火活動をしていただくという団体でございます。一定の技量、専門性というのが必要になってきます。それとあと、地域がかぶっていても、ある程度操作される方っていうのは限られてくるという状況でございます。それと一方、自主防災組織につきましては、自治会単位で広く活動していただいて、災害の発生時にお互い助け合っていただくということで、今後の地域防災力の向上を図っていくということからしますと、広くそういった形の自治会単位での結びつきというのを強く持っていたきたいというふうに考えておりますので、積極的に自主防災組織の設立を進めていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 自主防災組織、これをどんどん、今後、活動をふやしていきたいということで、これ、5団体ふえていますねけど、今後、ここからがふやすのが非常に難しいん違うかと。最初はある程度、つくりやすいつちゅうたらあれですねんけど、今後これをふやしていくのに対して、どういう形でふやしていこうとされているのか、お聞きします。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今おっしゃっていただくように、ふやすっていうのは、やっぱり消防防災の関係の主任とかが出向いて行ってそういうものをしていかなければいけませんし、自主防災、22団体ですけども、毎年何か所で訓練をしてはる、そのときにやっぱり備蓄品を渡してそういう点検もしていただく、そういうことをしていかなかったら、私はやっぱり一方的につくってくれと、補助金ありますよと言うだけじゃできませんし、やっぱりみずから率先していかなかったら、今、現実には、高安西とか、あるいは西の山とか、あるいはそういういろいろなところで、笠町とか、あるいはまた紅葉ヶ丘とか、そういうところに自主防災はできてきていますけども、やっぱり昔からの自治会のそのものの関係というものも、自主防災をどうするかということで、だんだんもう戸数が減ってきたというときにどうなっていくのかと。

ただやっぱりその自警団という消防を抱えるところは、やっぱりその機械があります

から、毎月1回か点検をせんと、油の関係とか、火事がいったら、ばっと引っ張ったかてなかなかいきませんし、もう古くなってきたら、もうやっぱり10年ぐらいなったらもう悪くなりますから、そうしたらそれを購入する場合はかなりの金かかりますから、ただ補助金ありますからと言ったかて、半額、25万円ぐらい、50万やったら25万ぐらいしか出ませんし、やっぱりそこらのことを十分考えていかなかったら、ただつくってまんねん、つくってまんねんっていうことは言われても、結局我々はやっぱりその職員がみずから率先してそういう現地でも出向いて行って、こういうことでもし万が一溢水したら大変ですよということで自主防災でもつくってくださいということをしなかったら、こういう要綱ありまんねんと言うだけではなかなかこないと思いますし、やっぱりそういう、今おっしゃっていただくように、それはもう22というのは、5団体ふえたものの、これからやっぱりなかなかふえていかないと思います。そういうことを、訓練でもして行って、努力をしていくことが我々の課せられた宿題だと思っております。

○坂口委員長 ほか。

濱委員。

○濱委員 160ページのところに県の防災ヘリコプター運営協議会の運営ということで、県防災ヘリコプター運営協議会運営負担金というふうになっていますけども、この金額っていうのは、県ということなので、県下の市町村がそれぞれの、応分というか、の負担金を拠出して、それで集めてはるんだと思うんですけども、その辺の、この金額がどのようにして決まっているかとか、その辺も教えていただきたいですし、この県の防災ヘリコプターっていうのは、災害時などに、救助であったりとか、そういったことで飛んでくださる分だと思いますけども、いわゆるドクターの乗っているようなヘリコプターとか、そういうのもここに含まれているんでしょうか、どうでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 まず、1点目の費用の積算の関係でございます。こちらにつきましては、基本的な機体の運用等につきましては奈良県のほうでしていただいております、あと、こちらに乗車します消防隊員の関係の人件費についての費用負担ということでご理解をいただきたいと思います。その関係で、職員8名の給与費関係等につきまして、市と町でそれぞれ案分をさせていただきます、町村のほうで全体の23%、そのうちで均等割りとしてそれぞれの町村の人口割りという形で計算をさせていただきます、負担をさせていただきますというところでございます。

あと、2点目のドクターヘリ関係でございますけれども、県のほうではドクターへ

りはございません。他の県のドクターヘリに負担金を払って、そちらのほうで共同運用をしているというような状況でございます。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 説明していただいてありがたいんですけど、この、今おっしゃったこの分については、人件費8名分っていうことなんですけど、じゃあこのヘリコプター運営協議会っていうのを通してっていうか、このヘリコプターっていうのには何も関係ないわけですか、人件費ということは。どのように理解したらいいんですか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 まず、この防災のヘリコプターを運用するに当たりましては、機体の関係がまず必要でございます。ヘリコプター自体の機体の関係がございます。そちらの関係の費用負担につきましては、奈良県のほうでやっていると。あと、それを、ヘリコプターを操作する人間、救助隊員等が、結局、消防の職員は8名で当たっているということでございますので、その消防職員の人件費のみをそれぞれの市町村で負担をしていると、機体本体の運用については奈良県、その職員については市町村で負担をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 わかりました、ありがとうございます。

○坂口委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第8款 消防費に対する質疑を終結いたします。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、総務部が所管します第10款 災害復旧費に係る主な施策の実施内容、以下、11款、12款についてもあわせてご説明を申し上げます。

座って、失礼をさせていただきます。

施策の成果報告書の195ページでございます。第10款の災害復旧費でございます。総務部が所管します第5項の、その他公共施設災害復旧費を含め、第1項から第4項のそれぞれの施設におきましても、平成27年度におきましては、災害復旧を要する災害が幸いにも発生をいたしませんでした。予算の執行はございません。

続きまして、第11款の公債費でございます。196ページをお願いいたします。平

成 27 年度の町債の状況でございます。表の町債の目的別現在高の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っております。平成 27 年度の発行額、すなわち借入額でございますが、これが 5 億 7, 240 万円、隣の償還額が 7 億 3, 459 万 5, 000 円でございます。町債残高は、平成 27 年度末現在で、前年度と比較して 1 億 6, 219 万 5, 000 円減の 95 億 8, 565 万 5, 000 円となっているところでございます。平成 27 年度は、後の年度の財政負担の軽減を図るため、当初予算で計上した町債のうち地方交付税措置のない一部の町債につきまして、前年度の決算剰余金等をもって財源が確保できたことから借入れを行わなかったとともに、県の市町村公営企業財政健全化支援事業に伴う公共下水道事業特別会計の高金利町債繰上償還等の財源として、無利子の県貸付金 5, 910 万円を活用いたしましたものでございます。町債の活用につきましては、将来にわたる財政負担を十分に考慮をいたしまして、その対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、第 12 款の予備費でございます。197 ページでございます。平成 27 年度では、緊急に対応しなければならなかったものとしたしましては、表にございますとおり、ふれあい交流センターいきいきの里男子浴室漏水管の修繕に 351 万 9, 000 円、斑鳩健民運動場テニスコート人工芝修繕に 600 万円、職員退職手当特別負担金に 285 万円を充用したものでございます。

以上で、第 10 款 災害復旧費、第 11 款 公債費、第 12 款 予備費に係ります施策の実施内容についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第 10 款 災害復旧費、第 11 款 公債費、第 12 款 予備費について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第 10 款 災害復旧費、第 11 款 公債費、第 12 款 予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、2 時 20 分まで休憩いたします。

(午後 2 時 03 分 休憩)

(午後 2 時 20 分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

それでは、健康福祉部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第3款 民生費について、説明を求めます。

面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 それでは、第3款 民生費のうち、健康福祉部が所管します主な施策の実施内容について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の84ページから106ページまでとなっています。

初めに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費であります。

報告書の84ページをお開きいただきたいと思います。第1目 社会福祉総務費ですが、職員人件費、社会福祉協議会を初めとする福祉団体の支援等に要する費用について支出しました。

次に、86ページから88ページまでの第3目 老人福祉費であります。

初めに、86ページの社会参加の促進・支援では、老人クラブ活動の支援や高齢者優待券を交付しました。

次に、87ページの福祉サービスの充実では、老人福祉施設三室園組合との連携を図るとともに、老人福祉施設への入所として、養護老人ホームへの入所措置を行うほか、在宅ねたきり老人介護手当の支給など介護保険によらない各種老人福祉サービスを提供しました。

次に、88ページの地域ぐるみの福祉活動の推進では、平成30年度から本格実施する地域包括ケアシステムを構築するための基礎調査を実施しました。

次に、第4目 老人憩の家運営費であります。老人憩の家の運営及び維持管理に要する費用について支出するとともに、東・西老人憩の家のエアコン取替工事を行いました。平成27年度は、東・西憩の家合わせて、前年度と比較して1,549人の増、延べ3,422人の方にご利用をいただきました。

次に、91ページから96ページまでの第7目 障害福祉費であります。

91ページからの社会参加の促進・支援では、各種障害者福祉団体の活動を支援しました。また、手話通訳者の設置・派遣では、福祉子ども課窓口と生き生きプラザに手話通訳者を配置するとともに、要請に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、手話通訳によるコミュニケーション支援を行いました。92ページの心身障害者（児）ふれあいの集いの開催及び身体障害者ふれあいの集いの開催では、それぞれのふれあいの集いを開催し、普段、旅行等の機会が限られる心身障害者（児）、身体障害者の方々に外出する機会を提供するとともに、93ページの障害者の移動支援を通して、社会参加の

促進や外出を行いました。

また、地域活動支援センターの機能強化では、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進しました。

次に、93ページからの自立支援策の充実では、障害者総合支援法に基づくサービスを提供するとともに、相談支援事業等を初め、地域で生活する障害者の自立の促進や日常生活を支援するための各種事業を実施いたしました。

次に、96ページの療育・保育・教育の充実では、心身の発達などについて心配のある幼児に対して療育教室を開催しました。

次に、第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。ふれあい交流センターいきいきの里の維持管理及び運営に要する費用について支出しました。平成27年度の入館者は、平成27年3月25日から平成27年4月28日の間、男子浴室の大規模漏水に対応するため休館したことから、前年度と比較して3,401人減の38,504人となっています。

次に、97ページの第9目 介護保険事業繰出費であります。法令に定める介護保険事業特別会計への繰り出しとして、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分、介護保険業務に関する職員給与費及び事務費に要する所要額を支出しました。

次に、第10目 総合保健福祉会館管理運営費であります。総合保健福祉会館の維持管理及び運営に要する費用について支出しました。平成27年度の来館者は、前年度と比較して6,264人増の90,379人となっています。

次に、99ページの第13目 臨時福祉給付金給付事業費であります。消費税率の引き上げにより影響を緩和するため、平成27年度の市町村民税が課税されていない人を対象に、暫定的・臨時的な措置として、一人当たり6,000円の臨時福祉給付金を支給しました。支給人数は3,795人となっています。

続きまして、100ページから105ページまでの第2項 児童福祉費であります。

初めに、100ページの第1目 児童福祉総務費であります。良好な子育て環境づくりでは、遺児福祉年金の支給、一日里親会の実施、幼児2人同乗用自転車購入費の助成等を行うとともに、私立保育所の運営支援として、斑鳩黎明保育園の運営を支援いたしました。

次に、子どもの権利の保障では、要保護児童対策地域協議会の開催を初め、関係機関の連携のもと、児童虐待の早期発見と防止等に努めました。また、児童虐待を防止するため、継続的な見守りが必要な家庭を定期的に訪問する児童虐待等防止補助員を引き続

き4名配置し、要保護家庭が孤立することなく、地域で気軽に相談できる環境づくりに努めました。

次に、101ページの地域ぐるみの子育て支援の充実では、生き生きプラザ斑鳩においてつどいの広場を開設するとともに、平成27年7月から、新たに、出張つどいの広場を法隆寺幼稚園において実施しました。また、子育て支援講座や子育て相談など子育てに関する情報の提供等に努めました。

次に、102ページの第2目 保育園費であります。町立保育園では、通常保育のほか、延長保育や障害児保育などの特別保育を行うとともに、緊急時等への対応として、あわ保育園において一時預かりを実施しています。平成28年3月1日現在の町立保育所の入所児童数は、たつた保育園が119人、あわ保育園が213人で、合計332人となっています。また、保育園の充実等として、平成27年度では、たつた保育園保育室のエアコンの取替工事を行うとともに、あわ保育園においてはプール塗装の塗り替え及びプールサイドの補修を行ったところであります。

次に、103ページの第3目 児童保育費であります。保護者の勤務の都合等による多様な保育ニーズに対応するため、町内の私立保育所及び町外の私立及び公立保育所等に入所を希望する児童の入所を委託しました。平成28年3月1日現在の町内の私立保育所の入所児童数は104人、町外の私立・公立保育園への入所児童数は86人となっています。また、認定子ども園の入園児童数は1名となっています。

次に、104ページの第5目 児童手当支給事業費であります。児童手当の支給に要する費用について支出しました。児童手当の受給者数は、2,186人となっております。

次に、105ページの第6目 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費であります。消費税率の引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特例的な給付措置として、27年6月分の児童手当の受給者に、児童1人当たり3,000円の子育て世帯臨時特例給付金を支給しました。支給児童数は、3,689人となっております。

次に、106ページの第3項 災害救助費であります。第1目 災害救助費ではありますが、執行はございませんでした。

以上で、第3款 民生費のうち、健康福祉部が所管します主な施策の実施内容につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。

小村委員。

- 小村委員 86ページなんですけれども、高齢者優待券の交付なんですけど、昨年度もお聞かせいただいたと思うんですけれども、これ多分、交付人数だと思うんですけど、利用率をちょっと教えてください。
- 坂口委員長 西梶長寿福祉課長。
- 西梶長寿福祉課長 利用率なんですけども、一応、交付の全体のうち、27年度は63.9%の方が交付をさせていただいておりますので、その方たちは、全て使って交換をされているということになります。
- 坂口委員長 小村委員。
- 小村委員 高齢者優待券を受け取る資格がある人の63.9%がもらったっていうこと、使った利用率はわからない。
- 坂口委員長 西梶長寿福祉課長。
- 西梶長寿福祉課長 IC O C A、C I - C A等、全て使い切って交換ということになりますので、多少残額が残って、わからないのでという方も来られますけども、基本的には使って新しいものと交換ということになりますので、利用率の100%のイコールではないですけど、それで大体利用されているというふうに考えております。
- 坂口委員長 小村委員。
- 小村委員 残りの36.1%ですかね、この方々にはどのような、認知というか、お知らせしているんですか。
- 坂口委員長 西梶長寿福祉課長。
- 西梶長寿福祉課長 広報でお知らせはしております。ただ、入院しておられたり、施設に入所されている方もございますので、100%の交換というのはちょっと難しい状況であるかなとは思いますが、一応、広報でお知らせをさせていただいているところであります。
- 坂口委員長 小村委員。
- 小村委員 広報は見られていない方もいらっしゃるかもしれないので、もし、費用がかかるとは思いますが、可能であるならば、封書等でご案内いただけたらいいのかなと思うんですけど。
- 坂口委員長 池田副町長。
- 池田副町長 これはもう、これらの優待、相当もう以前、約もう二十数年、たしか平成8年からね、バスカード始めたんですわ。今、ちょうど28年だから、やっぱり20年

ですね、なっております、相当浸透しているんですわ。もらわれない方はね、もう今、西梶課長言いましたように、例えばもう八十数歳なって、俺はもうバスも乗らへんねやと、電車も乗らへんと、憩の家も行かへんと、こういう方ですね。また、元気な方はね、わざわざもうて、俺は元気やから、それなりの収入あるからで、町の財政もやっぱり勘案して、俺は使わへんという方もおられますので、そういうぐあいに理解していただきたいんですわ。それ以外の方はもう全てもらっていたらということ、これはもう全体的に、もう近所で言われますからね、俺、こんなん持っているねんと。せやけど俺はもらわへんねんとなりますので、せやから、必要な方には全ていきわたっていると町のほうでは認識しておりますので。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 何年かに1回ぐらいは、封書とかしてもいいのかなとは思っています。毎回、毎年じゃなくても。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 封書で仮に送ったときにね、そうしたら、これはもう、息子、おまえ使とくと、またこういう問題、また起きてくるんですわ。ですから、そういう問題を防ぐためにやはりこちらへ来ていただいておりますので、ただ送ってね、これはもう親戚にやっておるとか、それならまた大きな問題になってきますので、やはり貴重な財源で運営しておりますので、それは全てに送るとするのは非常にやはり難しい問題であると考えております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ということは、もう、本人が来た場合しか交付しないってということですね。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 もうどうしても来られない、例えば用事で来られない人は代理人、もう、俺、行くからね、ついでにこれもうてきたるよと、代理人はいけますよ、それは。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 まず、87ページのひとり暮らし老人等日常生活用具の給付なんですけど、利用者、1人なんですけれども、これは、そもそも対象が非常に少ないとか、そういうもののなんですか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 ひとり暮らし老人等日常生活用具の給付につきましては、給付の種類につきましては、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、そして老人電話という、老人

電話は貸与ですけども、あります。このお1人っていうのは、高齢になられて緊急通報装置が必要になったということで、電話を持っておられませんでしたので、この電話を貸与させていただいた1件となっております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、もともと設置されている方はこの人数にはカウントされていないということですか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 この給付で給付している実績として、27年度お1人、電話を貸与して、緊急通報装置をつけさせていただいたという実績を上げさせていただいております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 そもそも対象が少ないというのであれば理解はするんですけど、そういうサービスとか制度が本来必要であるけれども、周知されていないとか、認知されていないというのであれば、周知をするようなことに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、91ページの手話通訳者の設置・派遣なんですけれども、手話通訳者、県のほうから、県の、ちょっと団体名は覚えていないんですけども、奈良県内全域での団体のほうからの派遣もあるって聞いているんですけども、それとここの手話通訳者の派遣とどう違うのか、ちょっと教えていただきたいです。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 こちらの手話通訳者の設置・派遣の事業でございますけれども、こちらの事業につきましては、斑鳩町の施設ですね、役場の窓口及び生き生きプラザのほうに手話通訳者のほうをまず配置しておりまして、その設置に係る費用とですね、手話通訳者の派遣といたしましては、斑鳩町の手話通訳者の方をですね、町内の方が、医療機関でありますとか、官公庁に行くときに付き添いに行く費用の分でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、例えば何かこう、催しをすとかで手話通訳者のお願いをする場合は、県のほうにお願いするっていう形になるということですか。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 こちらのほうの事業ですね、医療、病院関係、教育関係、生活でありますとか、いろいろなことにも利用できますので、こちらのほうの町の事業を利用

していただいても可能な分あるのかなというふうに思います。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 町のこの手話通訳者って、何人養成されているんですか。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 現在、登録の方は5名でいらっしゃいます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ちょっとそのあたり、町のほうでも利用できるということを私も知らなかったの、県のほうだけじゃなくて町のほうでも利用できるっていうこと、また何かの機会に周知していただけたらなというふうに思います。

101ページの子育てサポーターの育成なんですけれども、修了者4人っていうことなんですけれども、実際にサポーターとして活動されているのは何人になりますでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 現在、サポーターとして実動されている人数は42名でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 この4人、修了者の中で、実際活動されているのは何人ですか。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 すみません、昨年度4人受講された方でこちらのサポーターのほうになられている人数は、現在持っておりませんので、至急ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 昨年もちよっと同じ質問をさせていただいて、修了者は昨年も4人か5人いたけれども、実際活動しているのがその半数程度っていうふうなお答えをいただいたかなと思うんですけれども、子ども・子育ての計画の中でも、将来的にファミリーサポートセンターを運営していくっていうことを想定した場合に、毎年4人とか5人の修了者で、その中で登録していただくっていうような状況だと、なかなか難しいのかなっていうふうには感じるんですけれども、もし将来的にそういうファミリーサポートセンターを運営するのであれば、大体目標を何人ぐらい必要なのかなっていうの、もし数字としてお持ちであれば、お伺いしたいんですが。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 ファミリーサポートセンターの設置につきましては、現在、設置することを視野に入れまして子育てサポーターの養成に取り組んでいるところでございます。斑鳩町の総合計画の後期計画におきまして、ファミリーサポートセンター設置に向けての子育てサポーター数の目標数を80名としており、サポーターの養成講座等の事業を引き続き続けていきたいと考えております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 目標80人ですけれども、かつてはもう、今、現状42人っていうことですが、けれども、もう少し人数が多かった時期もあるっていうふう聞いていまして、人数がどんどん減ってきているっていう現状の中で、どうやって80人達成していくのかなっていうふうにとちょっと感じるんですけれども。

現状として、今、このつどいの広場の利用状況っていうことで、ここに町のほうから支出していただいていると思うんですけれども、現在、そのゆりかごさんが各家庭のほうに訪問して、そういう支援をされていると伺っているんですけれども、そのあたりについては、町のほうからは何らかの財政的な支援っていうのはしていただいているのでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 そちらの支援については、させていただいていないところでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 これから子育て応援宣言という形で、町のほうも子育てに力を入れていくっていうことでありましたら、やはり保育園の送り迎えであったりとか、小学校に通学する前の時間帯にどうしても家族の人が出勤しなきゃいけない、朝御飯食べさせて、着がえさせて、学校に出るまでのそのほんの1時間でいいけれども、送るといような、そういうことはやはり必要になってくるのかなと思いますし、その部分をやはり担っていただいているのが、今の現状ですと、そのゆりかごさんだったり、シルバー人材センターの方だと思うんですけれども、現状として、ゆりかごさんにつきましても、2人で訪問されて、1時間当たり600円っていうことは、1人当たり300円っていう形になると思うんですけれども、それであったらやはりボランティアの域でしかないのかな。80人、こう、確保していくのであれば、それなりに町のほうも体制なりをつくっていただかないと難しいのかなっていうふう思うんですけれども、そのあたり、まだちょっと、お答えいただけるかどうかはわかりませんが、今後のふやしていくに向け

ての何か展望とか、もしございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 おっしゃっていただくように、ゆりかごとかそういう関係で自分らで行かれる場合は、やっぱりボランティアだと私は思っておりますし、やっぱりそういう子どもさんが好きだからそうしてされるわけですから、単位化したものは自分らでそうして600円しますけども、それはもう自分らがそういうことでやっておられるということで、やっぱりそういう人を、相手方の子どもさんを預かる場合は、やっぱりそうしてゆりかごさんに任すということですから。

それと、送れる、送れないというよりも、やっぱりこういう時間外、保育所あたりは時間外の関係も設けていますから、早朝から夜8時までか、そういうこともございますからですね、やっぱりそういうことを十分利用していただいてやっていくことが、親子の関係というのがそういうことだと私は思っておりますし、やっぱり子どもさんを愛するということは、親がそういう子どもさんに愛情を持って育てていくというのが一番の使命だと思っております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 現状の延長線上っていうふうにお聞きしたんですけれども、やはり人数を確保するに向けての、何か、今の現状で4人っていう中では、なかなか80人達成するのが難しいかなと思いますので、いろいろなことを考えて取り組んでいただけたらと思います。

続きまして、103ページの私立保育所等の保育の実施のところですが、当初予算に比べると非常に金額が、決算、ぱっと上がっているんですけれども、これは当然、入所者がふえたからだというふうに思うんですけれども、現状として予算の段階と決算の段階、どういうふうに変わったのか、お聞かせいただきたいんですが。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 私立保育所の運営支援では、予算額が1,218万6,000円、それに対しまして決算額が812万4,000円ということで、約400万円少ない事業費っていうことになっております。この減額になりました理由といたしましては。

○坂口委員長 面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 いわゆる黎明さんの保育実施ということだと思うんですけれども、27年度で104名の方が実際に入園されておりました。それで、そこは初年度ということで104名の方がおられたのに対しまして、広域保育につきましては86名の方が、

平成26年度で107名の方が86名まで減っていると、そういった関係で当初予算との差異が出ているのではないかなど。発射台と言うたらおかしいですけども、その積算とする実数をもとに計算したところ、そういったことになるのではないかと考えております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 私立保育所入所委託料として、平成27年度の予算では1億721万2,000円で、実際のところがこの1億8,745万5,190円ということで、金額が上がっているんですね。当初の人数見込みよりも、実際入所された方が多かったということですか。

○坂口委員長 面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 そのとおりで、当初積算していた人数よりも黎明さんの保育所のほうにようけ来られたということでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 当初の見込みの人数と実際の人数ってわかりますか。

○坂口委員長 面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 当初、定員は90名だったと思います。それが112名になりまして、平成28年度で120名まで定員を増加している状況でございます。だから、いわゆる面積ですね、面積をいっぱいまでとっていただいて保育事業に対応していただいたというふうに考えております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 そういう状況の中で、今後の見通しとして、もともとその子ども・子育ての計画のときに、大体どのぐらいのニーズがあるだろうっていう見込みをされていると思うんですけども、例えば3年、5年の計画で当初の見込みよりふえるかどうかという、今、現状としてどんなふうに感じていらっしゃいますか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 私は皆さん方が、議会の皆さん方から、この保育所をやっぱり増設せにゃいかんということでは、もう現在、町ではもう無理ですということで、私立の関係に協力いただいてできたと。そのときから私は言っていますけども、必ず定員よりもオーバーすると、そういうことはもう間違いないということを申しあげているんです。恐らく、私が一番心配するのは、もう29年度は恐らくもう130人、あそこ超えますから。そうしたら、どこかへやっぱり行かなかつたらあれですから。

今、黎明さんも、自分のところで考えてですね、何とかどこかないかなということ、やっぱり解体してもすぐ建てられませんし、そこで考えたら、ちょっと今、黎明の園長も、この周辺でどこかやっぱり一時的にしのぎを食えないだろうということ、今、大分苦勞もされていますけども、我々も、町もできるだけ協力をしてですね、そういうところを貸していただいてでき得ないかということも、もう来年度ですから、29年の4月からということですから、やっぱりもう期間が短いですからね、そういうことの手当もしていますし、将来的には、私はなかなか黎明のほうはふえていくと思います。

ただ、その場所が、現状はもう今、昔の保健センターがもう今、黎明さんところがもう狭くなっていますから、もう事務所も、そこを1つの部屋をつくって、それで事務所を1階に持ってきていますから。そういうことを考えますと、やっぱりこれからどうしていくかということは、十分、これからの大きな課題だと。

もう必ず29年の4月、募集をかけたら、やっぱり行かれないという方は待機児童になりますから、この方をどうするんだと。以前からも、里川議員とかおっしゃっていますように、広域にやっているやないかと。町で入れられなかったら広域へ皆回しているやんかということをおっしゃっていますけども、やっぱりそういうことを考えますと、黎明さんの関係というのを十分考えていかなかったら、あわ、たつただけで十分、もう120のたつたの定員と、239定員がありますけども、だんだん私は減っていくと思います。

そういうことを考えますと、そういう対応をしていかなかったら、もう今、待機児童、待機児童という言葉が必ず出ますから、そういうことで考えたら、そういう手だてもしていかなかったらいけないなと思っております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 急に言いましたので、数字持っていらっしやらないかもしれないですけども、もし、例えば5年、10年先の見込みをどういうふうに立てておられるような、そういう数字がありましたら、またいただけたらなと思いますので、よろしく願います。

それと、102ページの非定型的保育、緊急保育、私的保育の中で、非定型的保育と私的保育がゼロ人なんですけれども、この理由をちょっとお伺いできますか。

○坂口委員長 面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 これは、いわゆる申請がなかったということで、受け付けていないというか、ない状態だったのでゼロですよということです。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ちょっと伺いましたところ、今現状として町立の保育所が定員いっぱいを受け入れる余裕がないので、緊急的なものだけは受け入れるけれども、私的なものについては今のところ受け入れていないという、そういう状況ではないんですか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 そういう状況では絶対ございませんので。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 105ページのこの子育て世帯臨時特例給付金なんですけれども、これはその対象者に対して受給されたその割合とかっていうの、わかりますでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 こちらの子育て世帯臨時特例給付金の給付につきましては、給付率としまして、99.9%の給付率となっております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 周知に取り組んでいただけたということで、ありがとうございます。

とりあえずは、以上で。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 先ほど平川委員のご質問にございました、子育てサポーターの養成講座4件のうちの実際に活動されている方の人数ですけれども、登録者として、その4名全員の方が登録していただいているということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 87ページの訪問理美容サービスの提供なんですけれども、ニュースとか報道を見ていると結構ニーズがあるのかなと思ひきや、これ、数が減っているんですけど、天理市でもふるさと納税でこの理美容のことをやったりとかもしていますし、何か感覚的にはニーズがふえているなと思ひているんですけど、町の件数で見ると下がっているんで、これについては、町としてどういう認識をされていますか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 訪問理美容は、理美容店に行くことができない方ですね、それ、年に2回利用できるんですけども、申請が26年度より27年度は若干、こう、減ってきたという、申請が少なくなったという状況でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 26年度に利用されていて27年度は利用されていない方っていうのは、何か理由、お聞きしていますか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 26年度に利用されている方には通知を送らせていただいておりますけども、戻ってきていないのは、ちょっと理由はわかりませんが、一応ご案内はさせていただいておりますけども、申請はなかったという状況でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 わかりました。

この訪問理美容サービスについては、どこか業者か何かに委託されているんですか。

○坂口委員長 西巻健康福祉部長。

○西巻健康福祉部長 理容組合のほうにお願いしております。

○小村委員 わかりました。ありがとうございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 86ページの上から2つ目の老人クラブ活動の支援なんですけど、以前も私、これ、質問させていただいたことあるんですけど、これは国のほうのお金が、県を通過して、その各地域の老人会のほうに行くと、その各地域の、いろいろな名称はありますが、その老人会のほうがこの町の老人クラブのほうに、また、ほとんどのお金が回ってしまって、本当のその小地域っていいですか、自治会の中にある老人クラブの中にはなかなかお金が入ってこないっていうか、非常に厳しい運営になっていると、そういうふうには聞いているんですけど、このあたり、町の考えをお聞きします。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 今、委員さんがおっしゃったように、この老人クラブの活動と高齢者健康づくり推進という部分ですね、この部分を合わせまして、160万610円を補助させていただいております。補助の仕方は、老人クラブ連合会さんに一括して交付をさせていただいております、そこから各単位クラブに補助金を交付していただいていると。その部分につきましては、老人クラブ連合会さんと単位クラブさんとで事業の運営等についてはお話をさせていただいて進めていただいているところでございます。

それと、なお、老人クラブの活動費の166万610円を補助させていただいておりますけども、そのうち県補助金として入っているのは98万円となっております、その残りの68万610円は町からの補助をさせていただいて、老人クラブさんもしくは単位クラブさんに活動費として町も一部助成をさせていただいている状況でございます。

す。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 結局、その単位クラブのほうが非常に運営が苦しいと聞いておる。今ちょっと、回答では、そのあたりが、ほとんど何か残らへんねとかいうように聞いている。このあたりの実態、正味のところ、そんな形になっておるわけですか。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 一応そのお金を交付させていただいております老人クラブ連合会さんあるいは各単位クラブの決算の書につきましては、提出をいただいております。今おっしゃられたように、全てではありませんけども、7割、8割の分を、また老人クラブ連合会さんに負担金として払っているケースもございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 それで結局運営が苦しいと。このあたり、何か、こう、助けてあげるっちゅうか、その自治会のほうから各自治会の老人クラブさんのほうに、こう、応援しているようなケースが多いように思うんですけど、やっぱり限界もありますし、活動していくには非常に。確かにこの老人クラブの連合会さんそのものの活動というのも非常に大事なもので、そのお金がないとできないというような状況やとは思いますが、何かええ方法っちゅうのは難しいんですかな。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今おっしゃっていただくように、県の老人クラブ連合会、県のほうですね、県がだんだんと老人クラブのこの会員数は減ってくるからそれを上げてほしいということで、今、生駒郡でも、平群と斑鳩がふえているんです。ふえているって、その皆さん、この会長さんが努力して。そういう現状をですね、県がもう少しやっぱり考えなかったら、この老人クラブというのは、運営、私はできないと思います。

現状を考えたら、今、斑鳩町でも、結局年2回、演芸大会をやったり、あるいはそういう催しをやったり、グラウンドゴルフとか、いろいろとされていますけども、やっぱりそういうことを考えますと、やっぱり連携するとしたら生駒郡4町で、今度は何か28年度はカラオケ大会をすとかやっていますけども、そういう催しをしていく中で、それと合わせてこの連合会に入らない老人会、そこをやっぱり自治会の負担があるわけです。自治会から3万円とか5万円を負担して、その老人クラブにいつですという方々、子ども会は子ども会のそういうのしていますけども。やっぱりそういうところに1つの大きな問題が、難しさがあると思います。

だから、その会員数が足りなかったらあかんから、会員を結局、もう65歳以上の人を名前だけ入れておくというところもありますから、実質どうかというと、なかなか、これ、老人クラブ連合会というのもなかなかやっぱり役員さんは苦勞されていますけども、いろいろな事情が複雑になっていると私は思っていますし、今、伴委員さんがおっしゃるように、この補助金等が非常に複雑な中でやっておられると思っています。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 そんな感じでんな。できるだけうまく活動できるように、その辺また配慮のほう、お願いいたします。

続きまして、92ページが一番上のリフト付バスの運行なんですけど、これ、チラシ見ますと、60歳になっているんですね、対象が。ほか、87ページのこのいろいろな施策、これ全部65歳になっていて、この辺、この年齢が、60であったり、また場合によったら70歳以上、外出のその辺の支援は70歳になっていると。このあたり、高齢者という名称に対しての年齢が、それぞれ施策によって、こう、まちまちになっている、このあたりの町の考え方。その事業の中身によって一致されているんやと思う。非常にちょっと、高齢者の方々も非常にわかりにくいつちゅうか、なっている部分もありますので、そのあたり、お聞きいたします。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 まず、ご質問にありましたリフト付バスの運行についてでございます。リフト付バスの運行の対象者につきましては、委員もおっしゃいますように、その対象者は、障害者または60歳以上の高齢者で主に構成される団体ということになっております。この60歳以上としている理由で考えられますものが、大体老人クラブ等を考えて対象としておりますので、老人クラブが60歳以上というところで団体が組まれているところだと思っておりますので、そちらのほうを考えると60歳以上になって、当初、設定したものでないかとは考えております。

○坂口委員長 西梶長寿福祉課長。

○西梶長寿福祉課長 一応、老人福祉法におきましては、基本、65歳以上の方を高齢者という考え方になっております。またほかの、65歳から74歳までは前期高齢者、75歳で後期高齢者ということで、総務省の人口推計、高齢者率として示されております。そういった形で、介護保険につきましても、1号被保険者、65歳以上の方を対象としてやっておりますけども、その中で、長寿福祉課で扱っている分につきましては、老人憩の家では60歳以上が、例外的に60歳以上になっておりますけども、これは、昭和

40年に、当時の厚生省の局長通知によりまして、老人憩の家の運営について通知が来ております。そこで、対象者を60歳以上にするというような通知が来ております。

あと、高齢者の優待券につきましては、当該年齢70歳以上になる方を対象としております。これにつきましては、高齢者の方の生きがいづくり、外出支援ということで、60歳はまだ元気に動いていただいて、65歳までは、今度、働き方も、今、変わってきているところではございますけども、70歳になると、それは今までよりは相対的に外出する機会が減ってくるのではないかとということもありまして、70歳以上の方を対象として、高齢者の優待券を交付をさせていただいているところでございます。

あと、敬老会につきましては、70歳以上ということで実施をさせていただいています。敬老という部分につきましては、これも、年齢を何歳というふうにはどこにも決めているところはないんですけども、一応斑鳩町の場合は70歳以上という形で実施をさせていただいているところです。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今のお話でいくと、法令でこれはこういう年齢かなというの、また、事業の内容でそういう形にもとっておられると、そういうふうに理解させていただきます。

あと、続きまして、93ページの、これ、一番下なのか、下から2番目なのかわかりませんが、私の友人で車椅子使っている方がおられまして、ちょっと、前にも質問させていただいたことがあるんですが、どうもその車椅子の補助に対して、何か、こう、病院に置いてあるというか、昔、昭和の時代の車椅子といいますか、昔からの車椅子、そういう形しかちょっと補助が受けられないんやと。今、もっと、坂道を上るときでも、また、車に乗せてもらうときでも、軽い、そういうタイプのやつ、たとえ金額は同じ、もし10万円なら10万円、同じ金額でも構わない、5万円なら5万円でも構わない、ただ、そういうところのやつにも対象にしてほしいという声があるんですが、そのあたりはできないんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 身体障害者（児）補装具の交付及び修理の項目での車椅子のご質問でございますけれども、こちらの事業につきましては、障害者総合支援法に基づきまして、自立支援給付費等負担金を財源としております。その加減でですね、その車椅子の種類等につきましては、それぞれの障害の方の種別でありますとか、状態によりまして、さまざまな機種が選べることにはなっておりますけれども、国のほうで一律の機種等の基準に基づいて対象機種が設定されているところでございます。

参考までに、この事業につきましては、申請がございましたら町のほうで受け付けをさせていただくんですけれども、県の更正相談所で、この事業に対象になるか等の、この機種が妥当か等、審査、判定をされ、交付が認められることとなっております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 せっかくそういういい事業っちゃうか、でも、あうような形というのをまた、もしこれが、思っておられる車椅子、対象にならないと。だけどやっぱりその方にとってはそれが、特に今、パラリンピックが始まって、また非常にスポーツをされる、その方のあれによったら対象にならないけど、スポーツをしたいという方もおられるかもわかりません。またその辺で、また県とか、国とかにそういう話をしていっていただいたらと思います。よろしくお願いします。

続きまして、96ページのふれあい交流センターいきいきの里なんですが、これに対して、これ、3,700出ているんですが、実際、有料の方の入館者で、どれぐらい有料の方の入館者の入館料っちゃうのは入っているような感じになっているんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉子ども課長。

○中原福祉子ども課長 使用料につきましては、約520万円の使用料が入っております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 実際これ、入館者数、38,504人ですか。実際、有料の方の入館者数というのは何ぼになりますねやろ。

○坂口委員長 面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 有料の方の割合で申しますと、無料の方が49.1%でありますので、約半々となっている状況でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 了解でございます。

最後に、今、私立保育園と町立の保育園の質問、今、他の委員さんからも出ておったんですけど、私、聞きたいのは、この私立の保育園されるときに、町立でやっていくと、今後町立をふやしていくと、余計負担が非常にふえるんやというような説明をお聞きしたと思うんですが、わかりやすいように、これ、町の負担として、保護者でなく町の負担として、園児1人当たり、町立と私立、特に新しいところいうたら黎明さんですね、町の負担という面では、園児1人当たりどないなっているんでしょうか。

○坂口委員長 面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 いわゆる町立、公営と、委託しています私立との、いわゆる町が持

ち出す一般財源のベースで申しますと、園児1人当たりで、公立の場合は、平成27年度で69万1,000円となっております。いわゆる委託ですね、黎明さんを含めました委託なんですけれども、これが27万4,000円となっております。差し引き31万7,000円、委託のほうが高い、一般財源の持ち出しが少ないと、低いということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 これだけの差がある、この数字を見ると非常に大きな数字が、私立の保育園のほうでも出ているし、補助も出しておられる。だから、これ、どうやねんやろうと思っておりますけど、これだけの差があることが、今、1人当たりでわかりました。

ありがとうございます。以上です。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 今、伴委員のほうからお話があったことですが、私は、この費用が半分以下でできるという今の報告ですけれども、町立の保育園が今までこの斑鳩町の子どもたちを育てていく上でいかに役割を果たしてきたかというところは、大変評価をしているところです。それで、ゆくゆく町営の幼稚園も民間委託にっていう話が前々からこの議会でも出ていますけれども、この今の69万1,000円というのと、27万4,000円、この数字っていうのも、もう少し詳しく比較してみたいと思います。安易に、この費用が安いからというだけで民間委託に持っていくっていうのは、とんでもない話だと私は感じております。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今、濱委員さんおっしゃるように、我々はこの公立の保育所が、このあわ保育園でも、230の定員がいいのか、悪いのか。私は、万が一事故起こったときに、この保育所は絶対的にやっぱり責任を負わなきゃいけないと。だから、これ、現状からいうたら、建て増し、建て増しでやっているわけですから。30人のクラスとか、そういうこととか。そうすることで、議員さんの皆様方に、私は、できれば今度、もしあれやったら、私立でやっていかなきゃいけませんよと。だから、公立の保育所を民間に渡すとか、そんなことは一切言うていないです。今の現状は、あわも、たつたも残していきますよと。ただ、ふやす場合は、やっぱり私立でお願いできませんかということで、皆さん方も、全員一致で、それは結構ですよとこの提案ですから。何も安いからどうかというより、やっぱりもう今、現状から言ったら、もう公立の場所もございませんから。

だから、あわ保育園でも、当初はもう全然入らなかったんです、行かなかったんです。昭和四十何年時分に先代の町長が建てられて、そのときは何もなかった。今なってきたら、どんどん、どんどんとあわ保育園はふえてきて、そして、百何名のやつを、今、230人になっているわけです。

ただ現状は、この間でも言いますように、もう運動会になったら朝の5時ぐらいから場所とりに来られるんです。そうしたらもう付近の方々が、もうこんだけ騒がしかったら大変やと。だから、自治会から町に対して駐車場を確保してくれということで、駐車場を確保したんです、あそこへ。せやけど、駐車場確保しても、なかなか、前へおろして、もう行かれますから。あそこへ入って、一旦停めて、そして園児さんを一緒に玄関まで行ってくれたら一番いいですよ。だから、たつた保育園も、現状、そのとおりになんです。結局、あそこにされたら、駐車場はありませんからということでね、そうなりますけども、やっぱりそういうことの安全性を考えたら、万が一そういう事故が起こった場合は、私はやっぱり責任は町にかなりの大きな責任を負わなきゃいけないと思っていますから、そういうことでお願いしてきたわけですから。

何も私立が安いからどうやとかいうことは、私は言っていないです。もう現状から言うたら、もう町としてはでき得ませんから、できたら皆さん方お願いしたいということも、もう待つ人たちなしで、かねがね、ずっとおっしゃっているのは、もう広域入所で、結局、黎明さんの王寺へいてるとか、そこへ回しているやないかと、あわへ行きたかってもあわへ入れないからそこへ回してるやないかということはずっと、この議会でもおっしゃっていますから。

私はやっぱり緊急性にあれだけのことを私はできたというのは、やっぱり皆さん方の協力があったから、私は黎明さんができたと思っていますし、やっぱりそういう点については、私はやっぱりこれからも、保育園行政はやっぱり今の公立のやつは残していきますし、あるいは私立の関係等についても、できるだけそういう人を確保しなかったら、もう来年の4月いうたら、もう私は大変やと思いますよ。必ず待機児童があるところ、もう黎明に行きたいんやと。行きたいんやけども入れませんと言われたら、もうこれ、待機ですから。

やっぱりそういうことを考えたら、そういうことも、我々よりも黎明さんのほうが心配されて、これ以上来られたら、どこかあいているところないかということで、自分で努力をしながらですね、どこかを確保したいということで、今現在、探しておられますけども。そういうことを踏まえてですね、我々としては、現状のこの流れっっちゃうもの

は、やっぱり議会で十分説明を申しあげて、こうしてこの27年から黎明さんができてですね、28年、そしてまた、今、順調にしているということは、私はありがたい話だと。

ただ、前のほうが、この駐車場とめられてですね、ここ通られるときに事故あったら、これ、もう、黎明さんの関係も一番心配ですから。だから、そういうことも踏まえて、事故のないようにこういう保育運営的にはやっていきたいと思っております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 町長、ありがとうございました。

私たちも、黎明の保育園ができるときに、大変期待もしましたし、また、できたときに、住民の皆さん、子どもさんのいる方が大変喜んで、助かったっていう、本当にそういう声も聞かせいただいたので、ちょっと言い方が、ちょっと行き違いがあったかもわかりませんが、町長のほうで町立の保育園は残していくけれども、実際にそれ以上の定員というか、希望者がある分については、これから新しく受け入れるところは私立の分も考えていくということでお返事いただいたので、それで結構でございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。

面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 それでは、第4款 衛生費のうち、健康福祉部が所管します主な施策の実施内容について、ご説明申し上げます。

座ってご説明を申し上げます。

主要な施策の報告書の107ページから122ページまでとなっております。

初めに、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費であります。報告書の107ページをお開きいただきたいと思います。健康福祉部においては、職員の人件費のほか、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の運営、(仮称)健康寿命延伸計画の作成などに要する費用を支出しております。町民が生きがいを持ち、元気で幸せに暮らすことができる健康長寿社会を目指すため、平成27年度から2か年をかけて、健康寿命延伸に関する計画の策定を進めております。平成27年度では、畿央大学と協働し、住民の健康状況や生活習慣等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

次に、108ページから111ページまでの第2目 感染症予防費であります。感染

症の発生と蔓延及び罹患後の重症化を予防するため、高齢者のインフルエンザ予防接種や子どもの四種混合予防接種などの定期予防接種を初め、町単独事業として、子どものロタウィルスや乳幼児B型肝炎予防接種などの任意予防接種に係る費用の一部を助成いたしました。平成27年度は、新たに、111ページのおたふくかぜワクチン予防接種について、接種費用の一部助成を開始いたしました。

次に、112ページから116ページまでの第3目 母子衛生費であります。親の育児力の向上や育児不安の解消、乳幼児健診や妊婦一般健康診査など、妊婦や乳幼児の健康管理、一般不妊・不育治療費の助成などに要する費用を支出しています。

112ページの健康づくりの意識啓発と活動支援では、子どもの健やかな成長を図るため、育児支援を中心に活動をいただいている母子保健推進員の活動を支援するとともに、「遊びが育む子どもの心とからだ」というテーマで、理学療法士による講演会を開催し、親の育児力の向上に努めました。

次に、予防・相談体制の充実では、乳幼児健診を初め、113ページの1歳6か月児や3歳児などの乳幼児の健診を実施いたしました。経過観察を必要とする乳幼児には、保健師が担当医と連携を取りながら支援に努める一方、精神面の発達に不安がある者には、臨床心理士による心理相談を行ったところがございます。また、114ページの新児訪問では、出産後の早い時期からかかわりを持ち、育児不安の軽減に努めるとともに、親としての自覚を高め、育児力の向上を目指し、両親学級や、子どもの成長発達に応じた子育て教室を開催いたしました。さらに、子育て教室では、育てにくさを感じる保護者を支援するために、臨床心理士を配置し、その充実を図っております。115ページの妊婦一般健康診査の実施では、健康診査の費用を1人当たり15回分助成し、経済的な負担の軽減を図っております。また、116ページの一般不妊・不育治療費の助成では、一般不妊治療や不育治療を望む夫婦に対し、高額となる治療費用の一部助成を行っていますが、平成27年度から、一般不妊治療については限度額を7万円に、不育治療については、補助率を廃止し、限度額を10万円とし、その充実に努めました。

次に、117ページから122ページまでの第4目 健康増進事業費であります。健康診査、各種がん検診の実施などに要する費用を支出しています。

117ページからの健康づくりの意識啓発と活動支援では、生活習慣病の予防や重症化を防ぐため、健康教育の実施として、健康づくりの講演会や生活習慣病予防に係る各種教室を実施することで具体的な生活習慣の改善方法について指導を行い、行動変容につながるように努めました。また、健康寿命の延伸を目指して、平成27年度から、具

体的な減塩方法などを学ぶ減塩教室を実施いたしました。さらに、慢性閉塞性肺疾患などの呼吸器疾患を早期発見するため、肺年齢測定を行いました。

118ページからの予防・相談体制の充実では、医療保険者等が行う健診を受診できない人の健診を行うとともに、119ページからの大腸がん検診や胃がん検診を初めとする各種がん検診を実施しました。受診者の利便性を考慮し、集団検診と個別検診の両方で実施したところでございます。また、122ページの高齢者健康診査の実施では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施し、平成27年度は、1,152人が受診いたしました。

以上で、第4款 衛生費のうち、健康福祉部が所管します主な施策の実施内容につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について、質疑をお受けいたします。

小村委員。

○小村委員 107ページなんですけれども、医師会との連携って、きょうの監査委員さんの報告でもあったんですけど、ジェネリック医薬品がどれだけ使われているかわかりますか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 町の医師会の先生方と懇談をいたしますと、医師会としてはジェネリックを使わないでほしいと、できるだけ今の対応してほしいというご要望ですから、今現在ジェネリックをなんぼ使っているかという関係等についてはわかりませんが、いずれにしても、医師会はそういう意向であるということです。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 きょうの監査委員さんの報告では、ジェネリック医薬品を使っただくほうが、費用としては町としては助かると、抑制できるっていう中で、町としては医師会にそういう要望をお出しになるということは考えていないということですかね。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 そういう流れの中で、医師会との懇談の中でそういうことを言わんと、医師会が仮に怒ってしもうたら、いや、もう、わしらもう結構ですよと、校医も何もしませんよと、こうなってしまうたらあきませんから、やっぱりそこらのところ十分医師会の先生方のご意向ちゅうものを十分考える中で、医師会の先生方も、やっぱりジェネリッ

クの関係もこれだけ言われたら、やっぱりそういうことも考えていかれると思いますし、今すぐ我々が医師会に対して、斑鳩町の医師会の皆さん方、ジェネリックを使うて下さいよということも、言いにくいっちゃうか、そういう機会があれば申しあげていきたいと思っています。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 もちろん関係性もございますので、その中で、町としてはジェネリック医薬品を使うほうがいいっていう中ですね、また、いいタイミングで協議していただけたらなと思います。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

平川委員。

○平川委員 112ページからの乳幼児健診の実施なんですけれども、受診率、必ずしも100%じゃないんですけれども、何回か続けて来ない方とか、気になる方はどういうふうにサポートされていますでしょうか。

○坂口委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 乳幼児健診の、今、受診率のことなんですが、やはり健診のほうで、もう、もともと医療機関のほうにずっとかかられているような方とかでしたらこちらの集団のほうには来られなかったりとかっていうふうなことになりますので、受けられない方に関しては、今、どういうふうに管理されているのかっていうふうな、こちらのほうから連絡をとりながら、状況のほう、健康管理のほうを一緒に、お母さんと、悩むことのないように支援させていただいています。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 虐待等の見つけるきっかけになるっていうふうにも聞いていますので、来られない方、どういうことなのかっていうのをちょっときちんと把握していただきたいなと思います。

この新生児訪問についての実施率の97.1%っていうことなんですけれど、これは、里帰り出産とかで町内にいらっしゃらないっていう方もこの中の数字に入っているっていうことなんですか。

○坂口委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 新生児訪問のほうは、今、平川委員おっしゃっていただいたように、長期のほうで里帰り出産されている方とかがどうしても訪問に行かせていただけないような状況というので、こちらのほうも、また後日保健センターのほうに来所していただ

いて、面接させていただいたりとかっていうので、必ずお母さんと子どもさんの様子は確認させていただいております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 現状としては会えていない人とか、連絡、コンタクトがとれない人っていうのはいらっしゃらないと考えていいんですかね。

○坂口委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 この新生児訪問に関しましては、必ず現認確認ということをしていただいておりますので、皆さん、保健センターであったり、家庭であったりということでの確認はさせていただいております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 健診のほうも同じと考えていいんでしょうか。

○坂口委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 健診のほうでも、こちらのほうで、訪問等でも確認させていただいておりますので。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 114ページのところで、今の新生児のその下に両親学級の実施ということありますけれども、たくさんの方が参加してくださっていますけど、少し具体的に教えていただきたいと思います。

○坂口委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 この両親学級につきましては、助産師さんのほうに教室も一緒に参加していただく中で、出産の心構えでありますとか、あと、お風呂の、お父さんも一緒に参加していただいて、お風呂の入れる沐浴実習をしたりですとか、あと、栄養士、歯科衛生士も入りながら、妊娠中の口腔の状態でありますとか、あと、栄養の状況なんかも指導していただきながら、教室のほう開催しております。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

面巻健康福祉部長。

○面巻健康福祉部長 それでは、第6款 商工費のうち、健康福祉部が所管します主な施策の実施内容につきまして、ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書の144ページからとなっております。第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費でございます。第1目 商工総務費のうち、社会参加の促進・支援として、シルバー人材センターの支援について所管をしております。高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりの支援として、シルバー人材センターの活動を支援いたしました。

以上で、第6款 商工費のうち、健康福祉部が所管する主な施策の実施内容につきましてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 前々から、シルバー人材センターで実際に仕事をしてくださっている方の、請負で行ってくださっていますけども、その単価が大変安いのではないかっていうようなことで、せめて最低賃金より多い金額が手元に受け取れるようになっていうふうな、そういう契約金額にすべきではないかというふうに申しあげてまいりました。そのへんでは、いかがでございましょうか。

○坂口委員長 西巻健康福祉部長。

○西巻健康福祉部長 これまでの、あらゆる機会を通しまして答弁いたしました内容と変わりはあらず、請負という関係ですので、最低賃金との関係性はないものと認識しております。

○坂口委員長 濱委員。

○濱委員 最低賃金の金額は関係ないということはもっともでございますけども、比較して、実際に受け取る金額がそうであるかっていうところでは、きちっと仕事をされる方たちっていうんですか、それまでもいろいろな経験を積んでこられて、新しく会得されたそういう技術でのお仕事の方もいらっしゃると思いますが、それぞれに社会で貢献をされてきた経験あふれる方たち、そういう方が、もちろんボランティアの部分の気持ちも十分に持ってくださって、そしてこのシルバーのところで仕事をしてくださる、利用者さんにとっては支払いをしやすい、そういった金額でっていうことで、持ちつ、持たれつのところシルバー人材の方に仕事をしていただくっていう、そういったこと、その中で実際に受け取っていただく、賃金ではないですけど、その金額が大変低いという。せめて最低賃金、労働法がどうでなくて、せめて最低賃金のそのラインは超えるだけの収入が得られるように、それは町のほうでの委託の、積算というんですが、そのところ

でぜひとも考慮して、そこまで引き上げていただきたいと思います。

ですから、そういう冷たい言い方をするのでなく、今回、最低賃金についても、奈良県の最低賃金も、もちろん今度、かさ上げになりました。同じように、働いて、収入を得て、それで仕事をされている方に対して、もう一考していただきたいと思います。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 先ほど面巻部長も申しましたけれども、やはりシルバー人材そのものは、やはり我々、議会と相談申しあげて、やっぱり今までは、国は1,000万近くやっていたやつを、同額の金額で補助していたんです。それが、政権がかわったときに、もう700万ぐらいになってまいりました。そうしたら、町はやっぱりその部分を、議会とも相談したら、せめて八百何万ぐらいしたったらどうやろうかということで、やっています。そういうことを踏まえた中で、町かて、今、ポスティングとか、あるいはまた草刈りとか、いろいろな仕事をシルバーに提供しているんです。

ただ、シルバーさんも、今、一番大変なのは、やっぱり万代とかああいうところで今までシルバーが活用されていたんですけども、会社そのものがシルバーを切るわけです。ということは、自分ところの会社そのものを、それだけの賃金を守っていかないけませんから。だから、そういうところでやっぱりもっと開拓をしていかなかったら、今、現状は、やっぱり300人割っている状態ですから。最初できたときは、400人近くおられたんですよ。それがなぜ300人を割ってくるかっていうのは、非常にそういうところに私は問題があるんじゃないかなと。だから、そういう事務的な機能がどうなっているのか、そこらをもう少しシルバーとしても固めていかなかったら。

私はやっぱり事務局にしたって、そういう、町に対してもですね、いろいろな関係等について、相談をすりゃいいわけです。そういうことは何も相談もしない、ただ、ほかの人に、こういうことで賃金安いですよと言うだけの話であってですね、私はやっぱりそうじゃなしに、もう全てのことがこうして町と打ち明けてですね、これだけの補助金をいただいているわけですから。うちとしても、それは1,000万の時分やったら、町が同じ金額出していたわけですから、今でも850万は出ているわけですから。そういうことを考えますと、もっと緊密にやっていってですね、できるだけ仕事の関係も、人をこうして雇用、シルバー人材に登録されたら、やっぱりそれだけの仕事はありますよということでやらんと、もうずっと行かれる人は行かれる、行かれない人はもうやっぱり何ぼ言うたかてあきまへんねんと、こうなってしまいますし、一時的に平群町の小菊の関係とかですね、ああいうところに行っていたというときに、私はいつも指摘した

んですよ。やっぱりああいう、農薬の関係で大変ですよと、あれはやっぱり撤退せなあきませんということを申しあげて、今、もう撤退していますけども、そういうことを踏まえてですね、いろいろな相談をしながら、我々としても、シルバーを育成し、養成をしていくっていうのは使命ですから、できるだけやっぱりそういうことについては確保していきたいというふうに、やっぱり町としてもできるだけ、議会の皆さんとともに、そのシルバーを助けてあげたいというのは本来なもので、そういう使命を持っております。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

これをもって、本日の審査を終了いたします。

13日は午前9時から再開し、引き続き本日の続きから審査することといたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後3時40分 散会)